亘理町地域防災計画

津波対策編

(第2章 災害予防対策)

| 第2章 災害予防対策 | | | |
|---|----------------|--|--|
| 津波対策編 | 備考 | | |
| 第 2 章 災害予防対策 | | | |
| <u>津波</u> から町民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせるまちづくり実現のため、町は、あらゆる可能性を <u>考慮</u> した最大クラスの <u>津波</u> に対し、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、 <u>海岸保全施設等の整備</u> といったハード対策と <u>津波からの避難を中心とする</u> ソフト対策とを組み合わせ <u>た津波</u> 災害予防対策を、総力を挙げて講じるものである。 | | | |
| 第1節 津波に強いまちの形成 | | | |
| 主な実施担当 全課 | | | |
| 第1 目 的 町は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、 地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。 | | | |
| 第 <u>2 津波浸水想定</u> 町は、最大クラスの津波への対策を効率的かつ効果的に講じるため、津波災害のおそれ のある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基 礎調査に基づき、津波浸水想定を設定し、公表する。 | ・防災基本計画の 反映 | | |
| 第3 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置 町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所及び避難路・避難階段等の整備など、復興まちづくり計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等に努める。 | ・防災基本計画の 反映 | | |
| 第4 計画相互の有機的な連携 町は、地域防災計画、復興まちづくり計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。 | ・防災基本計画の 反映 | | |
| 第5 地震防災緊急事業五箇年計画 県は、地震防災対策特別措置法の施行に伴い、地震により著しい被害が生ずる恐れがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、地震防災緊急事業五箇年計画(以下「五箇年計画」という。)を策定している。 このうち、町が主体となって地震防災上緊急に整備すべき施設等については、亘理町防災会議において協議し決定する。 | | | |
| 1 計画期間 (1) 第一次五箇年計画-平成 8~12 年度 (2) 第二次五箇年計画-平成 13~17 年度 (3) 第三次五箇年計画-平成 18~22 年度 | | | |

事業主体別事業計画額一覧(単位:百万円)

| | 宮城県 | 市町村 | 消防本部等 | 合計 |
|-------|----------|---------|--------|----------|
| 第一次計画 | 181, 743 | 42, 372 | 4, 410 | 228, 525 |
| 第二次計画 | 69, 243 | 37, 824 | 6, 266 | 113, 333 |
| 第三次計画 | 44, 833 | 48, 893 | 1, 574 | 95, 300 |

2 事業対象地区

第3次までの地震被害想定調査結果により、県内全域において震度4以上の強い揺れが観測され、かなりの規模で人的及び物的被害が生じることが予測されることから、県内全域を地震防災緊急事業五箇年計画の対象地区として設定している。

- 3 対象事業の範囲
 - (1) 避難地
 - (2) 避難路
 - (3) 消防用施設
 - (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
 - (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は 漁港施設
 - (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
 - (7) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - (8) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - (9) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - (10) 7~9までのほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災 上補強を要するもの
 - (11)海岸保全施設
 - (12)砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
 - (13) 地域防災拠点施設
 - (14) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
 - (15)井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
 - (16)非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
 - (17) 救護設備等地震災害時における応急な措置に必要な設備又は資機材

第6 長寿命化計画の作成

町は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第7 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応

1 県の対応

県は、最大クラスの津波に対応して、避難訓練の実施、避難場所や避難経路等を定める沿岸市町の地域防災計画の拡充、津波ハザードマップの作成、指定及び管理協定による避難施設の確保、災害時要援護者等が利用する施設に係る避難確保計画の作成等の警戒避難体制の整備を行うとともに、津波災害警戒区域の指定について検討を行う。

- 2 町の対応
- (1) 津波災害警戒区域に関する対応

町は、津波災害警戒区域の指定のあった場合に、以下の対応を行う。

イ 地域防災計画での考慮

町は、地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として災害時要援護者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

ロ 災害時要援護者等が利用する施設での対応強化

町は、津波災害警戒区域内において、主として災害時要援護者が利用する社会福祉施設、医療施設等については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な 避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

- ・防災基本計画の 反映
- ・「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針 (H23 国土交通省)」の反映
- ・防災基本計画の 反映

津波対策編 備考 ハ 住民への周知徹底 町は、地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難 経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、こ れらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。 ニ 施設所有者又は管理者の取組支援 町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓 練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の 支援に努める。 ホ 津波による危険の著しい区域への対応 町は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災 害特別警戒区域の指定について検討を行い、必要な措置を講じる。 (2) 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成 町は、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整 備等についての総合ビジョンを示すことに努め、必要に応じ、津波防災地域づくりを 総合的に推進するための計画(推進計画)を作成する。

| 津波対策編 | 備考 |
|-------|----|
| | |

第2節 海岸保全施設等の整備

| 主な実施担当 | 総務課、都市建設課、農林水産課 |
|---------|---------------------------------|
| 防災関係機関等 | 仙台地方振興事務所、仙台土木事務所、その他防 災関係機関 |

第1 目 的

従前より整備されてきた海岸保全施設等は、比較的発生頻度の高い津波等を想定してきたものであり、一定の津波高までの被害抑止には効果を発揮してきた。しかし、東日本大震災においては、設計対象の津波高をはるかに超える津波が襲来してきたことから、水位低減、津波到達時間の遅延、海岸線の維持などで一定の効果がみられたものの、海岸保全施設等の多くが被災し、背後地において甚大な津波被害が生じた。

<u>また、水門・陸閘閉鎖にあたった消防団員が数多く犠牲になったという問題も発生して</u>いる。

しかし、最大クラスの津波に備えて、海岸保全施設等の整備の対象とする津波高を大幅 に高くすることは、施設整備に必要な費用、海岸の環境や利用に及ぼす影響などの観点か ら現実的ではない。

そこで、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、引き続き、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する 津波の高さに対して海岸保全施設等の整備を進める。

県は、防災関係機関とともに、津波被害を軽減・防止するための海岸保全施設等の整備 や維持管理の強化を実施し、津波防災対策の推進を図る。

なお、海岸保全施設等の整備に当たり、東日本大震災での海岸保全施設等そのものの被 災も踏まえ、設計対象の津波高を超えた場合でも海岸保全施設等の整備効果が発揮できる ような構造物とするよう努める。

第2 海岸保全施設等の整備

1 事業の実施

海岸管理者は、海岸保全基本計画等に基づき、海岸堤防(防波堤)、防潮水門等の海 岸保全施設を、緊急性の高い地域から、計画的かつ総合的に整備する。

また、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強に よる耐震性の確保を図る。

なお、津波発生時において海岸保全施設より海側から円滑に避難が行えるよう、町の防災計画等との整合を図りつつ、避難口もしくは避難階段・スロープ等の設置を検討する。

<u>避難口を設置する場合は、町の防災計画との整合を図りつつ、想定する避難モデルや津波到達までに確保すべき避難時間、防潮堤の高さなど地域毎の状況を踏まえて、</u>十分に配慮する。

2 陸閘等の維持管理

海岸管理者は、水門や陸閘について日頃から保守点検を行い、町の防災計画や管理・操作に関する地域の協力体制などを踏まえて、自動化・遠隔化など管理の高度化の必要性なども検討し、適切な維持管理に努める。

3 海岸保全施設被災時の対策

海岸管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に 行うことができるよう施設の補修または新設の際に構造上の工夫に努めるなど、あら かじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の整備効果が十分発揮できるよう適切に 維持管理する。

4 海岸保全区域の指定

県は、津波の被害から防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸 保全区域として指定し、海岸保全に万全を期す。

5 海岸堤防の整備

(1) 海岸堤防の基本計画堤防高について

県は、痕跡高や歴史記録・文献等の調査で判明した過去の津波の実績と、必要に応 じて行うシミュレーションに基づくデータを用いて、一定頻度「数十年から百数十年

- ・「海岸堤防の整備 方針について(H23 宮城県)」の反映
- ・「東北地方太平洋 沖地震を教訓とし た地震・津波対策 に関する専門調査 会報告(H23 内閣 府中央防災会議)」 の反映
- ・現計画第5章津 波対策編の反映

- ・現計画第5章津 波対策編の反映
- ・防災基本計画の 反映
- ・「地域防災計画に おける津波対策強 化の手引き(H9 消 防庁他)」の反映

<u>に一度程度」で発生する津波の高さを想定し、その高さを基準として、海岸堤防の計</u> 画堤防高を決定する。

(2) 海岸堤防の計画位置について

海岸堤防の位置については、復興まちづくり計画と整合を図りながら、海岸堤防の 計画位置を決定する。

(3) 海岸堤防の整備高さについて

海岸堤防の整備については、復興まちづくり計画と整合を図りながら、緩傾斜堤防 や直立堤防、まちづくりにおける盛土と特殊堤の組み合わせなど、構造について十分 検討を行い、海岸堤防の基本計画堤防高を確保する。

6 水門・排水機場等の耐水対策

県は、水門・排水機場等の電気・機械設備について、浸水の危険性がある場合には、 順次耐水対策を実施する。

7 防潮林の整備

県は、地域の防災機能の確保を図る観点から、飛砂・風害の防備等の災害防止機能 に加え、津波流速の減殺による背後の家屋等の被害軽減や、流木・船舶等の漂流物の 内陸への遡上防止のため、防潮林の整備について検討を行うとともに、その維持に努 める。

第3 河川管理施設の整備

1 事業の実施

河川管理者は、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、堤防等河川管理施設 について、安全性に十分考慮しながら計画的に整備するとともに、地震発生後の防御 機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

2 津波遡上の影響の考慮

河川管理者は、河川津波対策として、津波遡上の影響を考慮した堤防の高さを確保 することにより、施設計画上の津波の遡上・流下に伴う氾濫防止を図る。

3 水門・陸閘等の維持管理

河川管理者は、水門・陸閘等について日頃から保守点検を行い、維持管理に努める とともに、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保など、 機能改善に向けた整備を促進する。

第4 港湾・漁港等の施設の耐震化

港湾管理者及び漁港管理者は、岸壁等港湾・漁港等の主要施設について、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、地震により施設が被災し、津波に対して十分な防御機能を発揮できない事態が生じないように、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

第5 道路盛土等の活用

道路管理者は、沿岸低平地において、内陸への浸水を低減し、多重防御の機能を有した 高盛土道路の整備を図る。

- ・防災基本計画の 反映
- ・「河川への遡上津 波対策に関する緊 急提言(H23 国土 交通省)」の反映

- ・現計画日本海溝 特措法編の反映
- ・防災基本計画の 反映

| | | 津波対策編 | 備考 |
|----------------------|--|---|----------|
| 第3節 | 交通施設の災害対策 | Ę. | |
| | 主な実施担当 | 総務課、企画財政課、都市建設課、農林水産課 | |
| | 防災関係機関等 | 東北地方整備局仙台河川国道事務所、仙台土木事 務所、仙台地方振興事務所、その他防災関係機関 | |
| 修が 道路 <u>ま</u> | ぶ必要な場合には、危 から、順次、「橋、 た、地震・津波災害 | ぞれ所管する道路の危険箇所や耐震性について点検を行い、改 危険性の大きさに応じ、また緊急輸送道路など優先順位の高い 高架の道路等の技術基準」に基づき補強、整備を実施する。 唇対策上必要とする道路施設については、地震防災緊急事業3 | ` |
| 道 • 医 | 国 国 国 国 国 主 主 主 主 生 治 と り り り り り り り り り り り り り り り り り り | 局仙台河川国道事務所岩沼国道維持出張所 | 計画の反映 |
| ・町 ・農 | k道:仙台土木事務局 「道:都市建設課 ☆道:農林水産課 | PT | |
| • 高 道路 | | 速道路㈱東北支社 場合は、耐震基準に基づき行う。 側道橋等については、順次点検を行い、優先順位に従い補強∃ | <u> </u> |
| | 『梁や横断歩道橋、∉ ∴実施する。 | 側直橋等については、順次点検を行い、優先順位に従い補強型のである。 れている道路標識 道路情報提供装置 雷線共同溝等の道路 | |

- (2) 道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置、電線共同溝等の道路施設について、耐震性の点検、補強及び耐震、耐火基準に沿った建設を進める。
- 2 応急復旧対策

地震が発生したときには、町内のあらゆる道路を有効に活用し、迅速に救助、避難、物資の輸送を行わなければならない。そこで、道路の被害状況を総合的に把握するために、各道路管理者等との連絡体制を整備し、随時町長へ連絡できるようにする。

第3 漁港施設

漁港管理者は、被災することにより生じる災害に関する危険区域の周知及びこれらの 災害を防止するため、迅速な情報の収集及び情報伝達施設の整備を推進するとともに、 耐震性を考慮した岸壁、防波堤等の漁港施設整備を推進する。

第4 鉄道施設

鉄道施設の災害予防対策は東日本旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱が行う。

1 鉄道施設の安全性の向上線路、橋梁やホーム、駅舎等の施設について、老朽化などの危険箇所や耐震性等の安全性を点検し、必要に応じ補修工事を行う。

線路に近接する施設の落下や倒壊による線路への被害を防ぐため、関係機関や施設 管理者施設の整備を要請する。

線路への置き石等のいたずらにより大事故を引き起こすこともあるため、ポスターやパンフレットにより事故防止に関する知識の普及に努める。

一定以上の震度を感知した場合、列車を自動的にまたは信号等により停車させる耐 震列車防護装置の整備を図る。

2 災害応急対策

災害が発生した場合、迅速な応急対策をとれるよう、応急復旧体制を整備する。

第2章 災害予防対策

| 津波対策編 | 備 | 考 |
|---------------------------------------|---|---|
| ・乗務員の応急措置及び指令との連絡体制 | | |
| ・対策本部の設置や、復旧要員の動員等の組織体制及び関係機関との協力応援体制 | | |
| ・復旧用資機材・機器の手配 | | |
| ・防災意識の向上 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| 笠 9 音 | 災害予防対策 | | |
|--|--|---|---------------------------|
| 为乙平 | 火日 16000米 | 津波対策編 | 備考 |
| 第4節 | 都市の防災対策 | | |
| | 主な実施担当 | 総務課、都市建設課 | |
| | 防災関係機関等 | 仙台河川国道事務所、仙台土木事務所、その他防 災関係機関 | |
| 的津にの と 第 最・・・・ に波し不まな 2 町大住道広特性ま持 質か、燃たる は限宅路場にやたに 質が、燃たる は限宅路場にやたに | 火災の拡大防止や退 が実現が が実現が が事事の災害に対すった。 をというでする。 をというでも、 をといるでも、 をと | こよる市街地開発を進めるにあたっては、以下に掲げる効果が 別め、災害に強い市街地づくりを推進する。 近焼の防止 場急輸送道路の確保 整備による避難場所の確保 には、河川により町が分断されることのないよう、橋梁の耐震 が延焼遮断帯としての活用を図る。 のでは、土地条件を十分調査し、自然の持つ災害抑止機能の維 にの地区計画を導入し、事業地区の防災目標や減災対策を講 | ・宮城県地域防災 計画の反映 |
| 1 地火 2 検救 第4 防 | の火災に対応できる。 ・防火水槽等)の整 防活動路等の確保 は、火災時の効果的 するとともに、都市 活動の円滑な実施を 災公園等 | 等の整備 当防力の指針に基づき消防施設等の充足を図るとともに、市街 るよう、消防水利の基準に基づき市街地における消防水利(消 備や管路の耐震化を推進する。 内な消防活動が可能になるように、消防活動路の確保について 可公園や防災活動拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・ を図る。 | |
| 及び配置 | とネットワーク化を | 所帯、防災活動拠点ともなる防災公園及び防災広場の整備促進 と図るとともに、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に 、槽、防災トイレ等の整備に努める。 | |
| 1 津 | 波避難を考慮した者 波避難施設等の整備 は、できるだけ短い | | 防災基本計画の |

町は、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所、避難路・避難階段などの避難関連施設の復興まちづくり計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等を行う。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

2 特に配慮を用する施設の立地誘導

町は、行政関連施設、災害時要援護者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

防災基本計画の 反映

| 備 考 ・防災基本計画の 反映 |
|-----------------|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

| 津波対策編 | |
|-------|--|
|-------|--|

第5節 建築物等の安全化対策

| 主な実施担当 | 総務課、企画財政課、都市建設課、教育委員会 |
|---------|---|
| 防災関係機関等 | 仙台土木事務所、亘理地区消防本部、各施設管理 者、各学校及び文化財管理者 |

第1 目 的

地震・津波による建築物等の損壊、消失を軽減するため、耐震化、耐浪化、不燃化等必要な事業を推進する。特に、既存建築物の耐震性、耐浪性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努めるとともに、津波に対する安全性を一層高める。

第2 公共建築物

町は、庁舎、学校、社会福祉施設等の災害時要援護者施設、不特定多数収容施設等、特に防災上重要な公共建築物の耐震性、耐浪性の向上に努める。

1 町有建築物

町は、地震<u>・津波</u>による被害を最小限にとどめるため、役場等防災上重要な拠点施設、災害時に甚大な人的被害のおそれのある建築物等について、建築年次に留意しながら随時耐震診断を実施し、診断結果に基づき必要のある建物については、精密診断、補強工事等を行っていく。

また、地震時の停電に備え、自立型の電源設備の整備・維持管理に努める。

2 教育施設

町及び学校施設の管理者は、災害時における児童・生徒、教職員等の安全の確保を 図るため、次の対策を講じる。

(1) 校舎の耐震性、耐浪性の強化

校舎等の耐震性<u>、耐浪性</u>の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本 に防災機能の整備・拡充に努める。

(2) 設備・備品等の安全管理

設備(照明設備等)及び備品(ロッカー、実験実習機器等)等の設置に当たっては、転倒、落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、災害時において、児童・生徒、教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

(3) 水泳プールの防災機能の拡充

災害時における防火用水及び飲料水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性 の強化を図るとともに浄水機能の整備を計画的に進める。

第3 一般建築物

町内の公共建築物とともに、大規模小売店、医療機関等多数の住民が集まる建築物、さらには危険物施設及び一般住宅等について耐震性<u>、耐浪性</u>の強化を図るため、町は建築基準法に基づき、県と協力し指導するものとする。

また、戸建木造住宅の耐震化工事の普及、助成等の啓発に努める。

第4 ブロック塀等の安全対策

町は、県の協力により、通学路のコンクリートブロック塀、石塀の重点的な安全点検を 実施するとともに、耐震補強方法を指導し安全管理の徹底を図るものとする。

第5 落下物防止対策

町は地震発生による二次災害を防止するため、家屋内の家具転倒防止、照明器具の落下防止等を地域住民に周知徹底させるとともに、高層建築物のガラスの破損と飛散を防止するため、はめ殺し窓の改造、落下防止庇の設置等について積極的に指導するものとする。

また、落下物による災害発生の可能性の高い地域内においては、3階建て以上の建築物について、窓ガラス、看板、石張り及びタイル等の調査と改善指導を実施するものとする。

第6 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策

| 第2章 災害了的对策 津波対策編 | 備考 |
|--|-----------|
| 町は、津波災害特別警戒区域の指定のあったときは、区域内において、津波から逃げる | ・防災基本計画の |
| ことが困難な災害時要援護者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築に | 反映 |
| ついて、津波が襲来した場合であっても倒壊を防ぐとともに、居室の床面の高さが津波の | ・「津波防災地域づ |
| 水深以上となるように制限するなど、施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進 | くりの推進に関す |
| \$50. | る基本的な指針 |
| <u>なお、津波災害特別警戒区域の指定がない場合においても、津波による危険の著しい区</u> | (H23 国土交通 |
| 域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅 | 省)」の反映 |
| ろうな建築物とする等の建築物の耐浪化等に努める。 | |
| 2 > 0000 Sight a 3 and a second little of a 30 and a | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

| | 津波対策編 | 備考 |
|---|-------|----|
| Г | | |

第6節 ライフライン施設等の予防対策

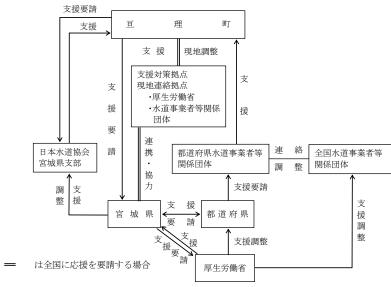
| 主な実施担当 | 総務課、上下水道課 |
|---------|---|
| 防災関係機関等 | 東北電力㈱岩沼営業所、東日本電信電話㈱宮城支店、 (社)宮城県エルピーガス協会仙南第3支部、東日本旅客鉄道㈱仙台支社、その他関係機関 |

第1 目 的

災害時に上下水道、電気、ガス、通信施設が被害を受けると、住民生活や経済活動に大きな影響が出るだけでなく、応急対策活動にも支障が出るため、町及び施設の管理者は各施設の安全性を向上させるとともに、災害時の応急対策に向けての体制を整えておく。

第2 上水道施設

- 1 水道施設の安全性の向上
 - (1) 上下水道施設の耐震性強化を図る。特に配水池及び配水幹線の強化に重点を置くものとする。
 - (2) 配水システム全体としての安全性を強化するため、配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、隣接市町の水道事業体間の連絡管網の整備を図る。
 - (3) 応急給水用の水を確保するため、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備を図る。
- 2 危機管理体制の確立
 - (1) 上下水道施設が被災したときに迅速な対応が行えるよう、災害対策本部の配備体制に基づき、情報連絡体制、初動体制、被災施設の復旧工事及び応急給水活動の行動計画を作成する。
 - (2) 常に配水管台帳を整備し、施設の現状把握に努める。
 - (3) 復旧工事用の資材を確保するため計画的な備蓄に努める。
 - (4) 給水タンク等の応急給水用資機材の整備強化を図る。
 - (5) 発電機や燃料の備蓄に努める。



応急給水対策フローチャート

第3 下水道施設

1 下水道施設の安全性の向上

下水道施設の耐震性や耐火性の向上を図るとともに、避難所や医療機関など災害時の拠点施設の整備に努める。

2 危機管理体制の確立

- (1) 下水道施設が被災したときに迅速に応急対策を行えるよう、上下水道課は災害対策本部の配備体制に基づき、組織体制や情報連絡体制、施設の復旧工事等の計画を立てておくとともに、復旧用資機材を整備しておく。
- (2) 下水道台帳を整備するとともに、台帳のコンピュータ管理、バックアップ体制を確立する。
- (3) 下水道施設の新設、改築、更新に当たっては耐震性の向上や液状化対策を計画的に推進する。

第4 電力施設

電力施設の災害予防対策は、東北電力㈱岩沼営業所が行う。

1 電力施設の安全性の向上

電力施設の耐震性や耐火性、安全性の点検及び補強を推進する。

町には、変電所があり(亘理町字上茨田 46-1)、送電、変電、配電の施設が該当するが、 特に役場や避難所、医療機関、関係機関など災害時の重要施設への配電設備の安全性 を強化する。

2 危機管理体制の確立

災害時の応急対策を迅速に行えるよう、組織体制や連絡体制、応急復旧工事等の体制を確立する。また、町及び消防署等との連絡体制を整備し、町総務課で各地区や避難所などの停電状況等を把握できるような体制を整備する。

他支社、他営業所等からの電力融通体制や応急対策に必要な資機材及び応援体制を整備する。

第5 ガス施設

ガス施設の災害予防対策は、液化石油ガス販売事業者及び消防機関が行う。

1 緊急出動に関する相互協定

液化石油ガス事業者及び町、亘理地区消防本部、亘理警察署、その他関係機関は、 液化石油ガスの漏れ等の事故に対処するため、通報連絡体制、出動体制、液化石油ガスの緊急遮断並びに再開、警戒区域の設定、住民の避難等について協議し定める。

2 初動体制の確立

液化石油ガス販売事業者は、保安要員の確保、教育の徹底を図るとともに、液化石油ガスの漏れ事故発生時における初動体制について消防機関と事前に十分打合せを行い、非常体制を確立する。

- (1) 液化石油ガス販売業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する 法律」及び県が毎年定める「液化石油ガス販売業者等保安対策指針」に基づき、災害 予防のため日常より消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び 緊急資機材の整備を図る。
 - イ 消費者全戸への安全器具(ガス漏れ警報機、ヒューズコック、S型メーター等)の 設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進
 - ロ 耐震性の確認(転倒防止用のチェーン等による固定状況の把握)と向上(ガス放出 防止装置等の設置)
 - ハ 各設備の定期点検等の着実な実施と基準不適合設備の解消
- (2) 社団法人宮城県エルピーガス協会は、販売事業者と協力して、次により消費者への保安啓蒙と有事の際の対処方法の周知徹底に努める。

イ 震災時の対応マニュアルの作成、充実

- ロ パンフレット等の配布による災害発生時の初期防災活動等に関する消費者等への 普及啓発
- (3) 県は、上記の内容に関して、立ち入り検査等を通じて指導助言を行う。
- 3 ガス使用設備の点検、整備の促進

消防機関は、液化石油ガス販売事業者と協力して、液化石油ガス使用設備の点検を 実施するとともに、基準不適合設備の解消を図る。

4 防災教育の普及

消防機関は、ガス事業者等と協力し、液化石油ガス消費設備を有する事業所、ガス消費者その他の関係者に対し、液化石油ガス防災訓練、液化石油ガス使用設備等の自主点検方法に関する防災教育を実施する。

また、一般家庭を中心にヒューズコック、強化ガスホース、消火安全器、ガス漏れ

| 第2章 災害予防対策 | |
|--|----|
| 津波対策編 | 備考 |
| 警報器、S型メーター等の安全装置及び安全装置付き消費機器の普及並びに給排気設 | |
| 備の適正な設置について指導する。 | |
| | |
| 第6 電信・電話施設 | |
| 電信・電話施設の災害予防対策は、東日本電信電話㈱宮城支店が行う。 | |
| 1 設備の安全対策 | |
| (1) 電気通信施設の防火・水防・豪雪対策 | |
| イ 防火対策として、通信機械室内や洞道内で使用する材料の不燃化、火気使用の抑 | |
| 制や外部からの類焼・延焼防止、火災感知や消火設備の設置などの対策を実施する。 | |
| ロ 水防対策として、浸水を防止するための水防板、水防扉を設置する。また、進入 した水を排出し、又は排水の逆流を防止する対策を実施する。 | |
| □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ | |
| 保安器の取付変更や不凍液の注入及び溜水防止工法を実施する。 | |
| ニ 停電の長期化に備え蓄電池・発動発電機・自動発停式エンジン等を設置する。 | |
| ホ 災害の発生に備え、平常時から点検及び整備を行う。 | |
| (2) 通信網の整備・充実 | |
| バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成など、通信 | |
| 網の信頼性を向上させる。 | |
| (3)災害対策用機器の配置 | |
| 可搬型移動無線機、ポータブル衛星地球局、移動電源車等の整備・充実を図る。 | |
| 2 体制の整備 (4月) 本地の実体と地 悪星の野圏 ウゼウダ と地域のなった 図 7 | |
| 災害対策組織、情報の連絡体制、要員の配置、広域応援体制等の確立を図る。 3 災害復旧用資機材の確保 | |
| 災害応急活動のために必要な資機材を整備する。 | |
| 次日心心行動がためたの女は貝域内で正開する。 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

| 津波対策編 | 備考 |
|-------|----|
| | |

第7節 危険物施設等の予防対策

| 主な実施担当 | 総務課 |
|---------|--|
| 防災関係機関等 | 亘理警察署、亘理地区消防本部、亘理地区危険物安 全協会、その他防災関係機関 |

第1 目 的

震災時において、危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、地震対策と 防災教育や防災訓練の積極的実施を推進する。

第2 現況

本町における危険物等施設の現況は、主に逢隈の工業団地や市街地に点在している。なお、危険物等の施設とは、概ね次の施設とする。

- 1 消防法第10条に定める施設
- 2 火薬類取締法第3条、第5条及び第11条に定める施設
- 3 高圧ガス保安法第5条及び第16条に定める施設
- 4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 11 条及び第 36 条に 定める施設
- 5 毒物及び劇物取締法による毒物、劇物保有事業所

第3 事業所等の災害予防措置

施設の管理者などは、危険物等の保安措置を確実に行うため、保安監督者、火薬類保安 責任者、高圧ガス作業主任者、毒物・劇物等の管理責任者を選任し、取り扱い作業の保安 監督を行わせるとともに、資格者の養成及び複数の選任に努める。また、次に掲げる措置 体制を確立し、実施する。

- 1 危険物施設
- (1) 危険物事業所は、自主保安体制の充実強化のため次の対策を行う。
 - イ 安全管理上の向上を図るため、施設管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者 等に対する保安教育の実施
 - ロ 危険物施設の耐震設計基準について、法令に定められている技術上の基準に適合 した状態の維持及び耐震性の強化
 - ハ 自衛消防組織等の育成の推進及び効果的な自主防災体制の確立
 - 二 化学消防力の強化及び資機材の整備、備蓄の促進
- (2) 亘理地区防災安全協会は、危険物事業所の施設管理者、危険物取扱者及び危険物保 安監督者等に対する講習会等を開催する。
- (3) 消防本部は、危険物施設の実態把握に努めるとともに、危険物施設管理者に対し、自主保安体制の充実強化等について、立ち入り検査等を通じて指導助言を行う。
- 2 高圧ガス施設
- (1) 高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、法令の耐震基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行うとともに、保安体制等の充実のため次の対策を行う
 - イ 施設管理者、保安統括者・保安係員等に対する非常時にとるべき処置等の保安教 育の実施
 - ロ 自主的な保安体制の強化
 - ハ 緊急時の関係機関に対する連絡体制の整備
 - 二 事業者間の相互応援体制の整備推進
 - ホ 防災訓練の実施及び災害対応マニュアルの作成の推進
- (2) 県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の高圧ガス施設の実態把握に努めるとともに、高圧ガス事業者に対し、立入検査や講習会等を通じ保安体制の充実強化について指導助言を行う。
- 3 火薬類施設

第2章 災害予防対策 津波対策編 備考 (1) 火薬類製造、販売、貯蔵等の事業者は、火薬類取締法令に基づき、火薬類による事 故発生防止のため、次の対策を行う。 イ 定期自主検査、保安教育の実施 ロ 製造施設、火薬庫の維持点検等自主的な保安体制の強化 ハ 緊急時の関係機関に対する連絡体制の整備 (2) 消防本部は、火薬類製造、販売、貯蔵等の火薬類施設の実態把握に努めるとともに、 火薬類事業者に対し、立入検査等を通じ事故発生防止等について指導助言を行う。 第4 町長等の措置 町長は、危険物等の保安取締りを実施する必要があると認めるときは、関係機関に連絡 し必要な措置を要請する。 町長、消防長及び知事は、危険物施設等に対し防災対策の確立を期すため、次に掲げる 措置を講ずる。 1 予防査察の実施 ・危険物施設等について、位置、構造及び設備の技術上の基準や管理状況等の関係法 令への適合状況並びに火災の危険性や地震による倒壊等の危険性について査察を 実施し、改善等について指導する。 ・移動タンク貯蔵所等の危険物運搬車両について、走行車及び常置場所等で立入り検 査を実施し、法令基準に適合するよう指導するとともに、輸送する事業所に対し災 害発生時の措置及び安全対策を指導する。 2 複雑多様化する危険物などによる災害対策を強化するため、化学消防車等の整備を 進める。 3 危険物取扱者等関係者に対し、適宜、講習会、研修会を開催し、法令の説明、危険 物の貯蔵取り扱いなど、適正な保守管理等について指導する。 事業所等における自衛消防組織の育成と、災害時の応急体制の整備を促進する。 事業所等における応急対策に必要な資機材の整備を促進する。 6 亘理地区行政事務組合火災予防条例等の趣旨徹底を図る。 7 その他、火災予防に対する措置を徹底する。 町長は、危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物等の防災対策を実施するために必 要と認めるときは、亘理地区消防本部、亘理警察署または県と相互に情報を交換する。 (危険物施設は、資料編(30~39 頁、「危険物施設」)を参照)

| 津波対策編 | 備考 |
|-------|----|
|-------|----|

第8節 防災知識の普及

| 主な実施担当 | 全課 |
|---------|--|
| 防災関係機関等 | 亘理地区消防本部、東日本電信電話株式会社宮城支店、 その他防災関係機関 |

第1 目 的

町は「自らの安全は自ら守る」という基本的な考えのもとに、防災業務従事者や一般の住民、事業所等に対し、防災に関する知識の普及を図る。住民が受け身ではなく、自ら進んで防災に対する意識を新たにし、防災知識が得られるよう対策を講じながら防災無関心層をなくすよう努める。

第2 防災知識の普及、徹底

1 職員への防災知識の普及

災害発生時の、町及び防災関係機関は、災害対策の中枢を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、それぞれの職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭及び地域における防災対策
- 2 住民への防災知識の普及
- (1) 防災関連行事の実施
 - イ 総合防災訓練、講演会等の実施

町は、住民の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練、 防災に関する講演会等を実施する。

実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種 多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、住民の積極的な参加を呼びか ける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住 民に周知させる。

ロ 防災とボランティア関連行事の実施

町は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く地元住民を対象とした、防災関連行事の実施に努める。

ハ 東日本大震災発生日の位置づけ検討

町は、東日本大震災の教訓を忘れず、津波への備えを普及・啓発するため、その 発生日(3月11日)の位置づけについて検討する。

(2) ハザードマップ等の活用

イ 各種防災関連データの発信

町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

ロ リスクコミュニケーションの実施

町は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、ハザードマップ等を活用し、防災教育等を通じた関係主体による危機意識の共有(リスクコミュニケー

- ・宮城県地域防災 計画の反映
- ・現計画日本海溝 特措法編の反映
- •「津波避難対策検

第2章 災害予防対策 津波対策編 備考 計ワーキング ション)に努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る。 グループ報告(H24 (3) 普及・啓発の実施 内閣府中央防災会 イ 津波の危険性等の周知 議)」の反映 町は、防災関係機関と連携し、住民等に対し、津波による人的被害を軽減する方 防災基本計画の 策は、避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容 反映 のほか、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。 ロ 住民への普及・啓発事項 町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に 関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインタ

【住民等への普及・啓発を図る事項】

①地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動

座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

②日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波 に関する知識

ーネット(ホームページ、メール等)、テレビ・ラジオ局等の多種多様な広報媒体の 活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、

- ③地震・津波に関する一般的な知識
- ④災害危険性に関する情報

各地域における避難対象地区

孤立する可能性のある地域内集落

急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 など

⑤避難行動に関する知識

宮城県の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があること

強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感 じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること

大津波警報(特別警報)を見聞きしたら速やかに避難すること

標高が低い場所や沿岸部では津波警報でも避難すること

海岸保全施設等より海側にいる人は津波注意報でも避難すること

避難に当たっては徒歩によることを原則とすること

自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと

津波が河川を遡上すること

津波は長時間継続するので、津波警報が解除されるまで、また安全が確認される までは、避難行動を続けること。自己判断をしない

津波の規模によっては、2次的、3次的な避難行動を行うこと

各地域における避難地及び避難路に関する知識 など

⑥津波の特性に関する情報

津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること

第一波が最大とは限らないこと

津波は繰り返し襲ってくること

第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によって は一日以上にわたり津波が継続する可能性があること

強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠 地地震の発生の可能性 など

⑦津波に関する想定・予測の不確実性

地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること

地震発生直後に発表される津波警報・注意報等の精度には一定の限界があること 浸水想定区域外でも浸水する可能性があるこ

避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること

津波は地形に影響されるため津波高や浸水域が変わってくること など

避難に当たっては徒歩によることを原則とすること

自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと

各地域における避難地及び避難路に関する知識 など

⑧家庭内での予防・安全対策

3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

• 宮城県地域防災 計画の反映

毛布等各自必要と思われるもの

非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備

負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など

⑨災害時にとるべき行動

地震が発生した場合の出火防止

近隣の人々と協力して行う救助活動

自動車運行の自粛

その他警報・注意報発表時や避難指示、避難勧告等の発令時にとるべき行動 避難場所での行動 など

⑩その他

正確な情報入手の方法

防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容

災害時の家族内の連絡体制の確保

帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」など

- (4) 災害時要援護者及び観光客等への配慮
 - イ 災害時要援護者への配慮

町は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、 高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、高齢者、障害者、外国人等の 災害時要援護者に配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備さ れるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分 配慮する。

ロ 観光客等への対応

町及び施設管理者は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、避難場所を示す標識を設置する等、広報に努める。

- (5) 災害時の連絡方法の普及
 - イ 災害時通信手段の利用推進

東日本電信電話株式会社宮城支店は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「web171」の利用推進を図り、町は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

ロ 災害時通信方法の普及促進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線 LAN スポットにおける wi-fi 接続サービスなどの普及を促進する。

(6) 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その 旨周知徹底を図る。

- 3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及
- (1) 関係事業者に対し、防災訓練への積極的な参加促進を図る。
- (2) 海岸等の利用者に対しては、次により地震・津波災害その他の災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。
 - イ 防災に関する講演会を開催するほか、各種講習会を活用して防災に関する講習を 行うとともに防災関係資料の配付等を行う。
 - ロ 各種行事を活用して防災関係資料の配付等を行う。
 - ハ 特に第二管区海上保安本部は、船舶への立入検査や訪船指導に併せて防災関係資料の配付等を行う。
- (3) 船舶への防災知識の普及

町は、以下を基本として、あらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。 イ 沖合で航行・操業中に津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに陸から離れ た水深の深い安全水域(以下、「沖」という。)へ避難すること。ただし、沖合であ っても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を 検討する。

<u>ロ 沖へ退避した船舶は、津波警報、津波注意報が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。</u>

・宮城県地域防災 計画の反映

- <u>ハ港内で作業中(係留中)に津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに陸上の避難</u>場所へ避難すること。
- 4 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及
- (1) 津波ハザードマップの整備

イ ハザードマップの作成・周知

町は、<u>津波によって浸水が予想される地域として津波浸水想定を設定するととも</u> <u>に、当該津波浸水想定</u>を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

ロ ハザードマップの有効活用

町は、<u>津波</u>ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する<u>とともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、</u>その内容を理解してもらうよう努める。

(2) 日常生活の中での情報掲示

イ 円滑な避難を支援するための情報掲示

町は、<u>過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所等</u>や 避難路・避難階段など、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、 円滑な避難ができるような取組を行う。

ロ 浸水高等を示す場合の留意点

町は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績 水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海抜なのか、浸水高なのかな どについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

(3) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知

町は、観光地、観光施設、<u>海水浴場、釣りスポット、</u>鉄道駅<u>及び乗船場</u>といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や<u>津波による浸水が予想される地域内を</u>通行する車両の多い道路の沿道において、<u>津波浸水域や浸水高、避難場所等や</u>避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

- 5 ドライバーへの啓発
- (1) 徒歩による避難の原則の徹底

町は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。

その中で、地震・津波発生時には、地震に伴う道路の損傷や一人ひとりの自動車の 使用により渋滞を招く可能性があることなど、ドライバーに対し、自動車による避難 の危険性を徹底的に周知する。

(2) 運転中における発災時の対応の周知

町は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず 道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ド アロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

6 社会教育施設や防災拠点の活用

町は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な 主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

また、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平常時から防災教育を行うための拠点としての活用に努める。

- 第3 学校等教育機関における防災教育
 - 1 学校等教育機関は、町、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や過去の地震の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。
 - 2 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を 回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。
 - 3 児童生徒等及び指導者に対する防災教育
 - (1) 児童生徒等に対する防災教育
 - イ 学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等 の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の 高揚を図る。
 - ロ 地理的要件など地域の実情に応じ、地震等様々な災害を想定した防災教育を行う。

・宮城県地域防災 計画の反映

· 宮城県地域防災

計画の反映

- ハ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校園時など校園外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。
- (2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

- 4 教育委員会及び社会教育関係機関は、町民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。
- 5 町並びに教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実のために県内全ての公立学校 に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には市町村単位で防災担当主 幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災 教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。
- 6 町並びに教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- 7 町並びに教育委員会は、各学校等において、防災主任、防災担当主幹教諭を中心に、 学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等 への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。

第4 町民の取組

町民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの、防災への寄与に努める。

1 食料・飲料水等の備蓄

概ね3日分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄 関や寝室への配置など、安全対策に努める。

2 家具等の転倒対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直しなどに 努める。

3 家族内連絡体制の構築

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、 SNS 等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

4 防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

5 防災関連設備等の準備

非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災 関連設備等の整備に努める。

第5 災害教訓の伝承

東日本大震災の教訓を活かし、今後の地震・津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

1 資料の収集及び公開

町は、国・県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

| | 津波対策編 | 備 | 考 |
|-----|---|---|---|
| orf | た、県は、町からの資料の収集体制の構築に努める。 | | |
| 2 位 | 承機会の定期的な実施 | | |
| Ħ | 「は、学校等教育機関、企業、NPO等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験 | | |
| 談領 | Fを語り継ぐ機会の定期的な実施等により、町民が自ら災害教訓の伝承に努め、過 | | |
| 去の |)災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。 | | |
| | 「碑やモニュメントの継承 | | |
| 田 | 「は、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよ | | |
| | 3める。 | | |
| | (承の取組) | | |
| | 「民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性についても | | |
| | きを行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・ | | |
| 保存 | 公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組を支援する。 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 津波対策編 | 備考 |
|-------|----|
|-------|----|

第9節 地震・津波防災訓練の実施

| 主な実施担当 | 総務課 |
|---------|---------------------------------------|
| 防災関係機関等 | 亘理地区消防本部、亘理警察署、地域災害拠点病院、 その他防災関係機関 |

第1 目 的

地震<u>・津波</u>発生時に、町は関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、地震・津波防災訓練を行う。

第2 町が行う防災訓練

1 防災訓練の目的及び内容の明確な設定

町は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

2 訓練の実施・参加

町長は、法令及び地域防災計画の定めるところにより、単独又は防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。

防災訓練は、町及びその他の防災関係機関の職員のほか、住民その他関係する公私の団体の参加、協力により実施する。

また、応援協定を締結している市町村と連携した訓練を実施するとともに、それぞれの防災訓練の実施にあたっては、次の点に留意して行う。

- 住民、防災機関、自主防災組織等各機関の円滑な連携
- ・これまでの災害の教訓を生かした実践的な訓練
- ・夜間等さまざまな場面を想定した訓練の実施
- ・情報の伝達や初動体制の迅速な立ち上げ
- ・高齢者や障害者等の要援護者及び外国人への情報伝達、避難等の訓練と、避難訓練 への積極的な参加の呼びかけ
- ・訓練への参加者の拡大
- ・各地域の特性に応じた訓練の実施
- ・訓練後の評価、課題の改善策の検討
- 地域防災計画の実効性の検証
- 3 訓練の内容

町は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、住民がとるべき身を守る行動や地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るため、実働訓練及び図上訓練を行う。各訓練の内容については、事前に関係機関と協議し、その都度定める。

(1) 総合防災訓練

内容

町、県、警察署その他関係機関及び住民が一体となった、2種類以上の防災訓練を総合的に実施する。

- ・災害対策本部運用訓練・救出救護訓練・緊急輸送訓練・職員招集訓練
- ・警備、交通規制訓練 ・公共施設復旧訓練・通信情報訓練・炊き出し、給水訓練
- · 水害防止訓練 · 広報訓
- 広報訓練火災防御訓練・自衛隊災害派遣訓練

・避難訓練・その他

実施時期……県民防災の日(6/12)

(2) 水防訓練

内容

| 第2章 災害予防対策 | | | | |
|---|----------------------------------|--|--|--|
| 津波対策編 | 備考 | | | |
| ・通報訓練 ・観測訓練 ・動員訓練 ・工法訓練 ・その他必要な訓練 実施場所毎年7月の第1日曜日 実施場所阿武隈川河川敷 (3) 消防訓練 内容 ・消防機関の出動(操法、放水等を含む)、避難誘導、救出救助、通信、連絡等・火災の危険地域を中心に、建物火災、林野火災防御等の訓練 (4) 避難訓練 内容 ・総合防災訓練等とあわせて実施 ・避難の指示、誘導、伝達方法等 ・町長は、住民を対象とした避難訓練を年1回実施 ・教育委員会及び小・中学校長は、管理する施設に係る避難計画を定め実施する。 | | | | |
| ・教育委員会及の小・中学校長は、管理りる施設に係る避難計画を足め美施りる。 ・津波発生時における、沿岸部から内陸部への避難について、訓練を行う。 ・町長は、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設、娯楽施設等多数の人が集まり、又は 居住する施設の管理者に対し、避難計画の策定及び訓練の実施について指導を行う。 | ・沿岸部から亘理 小中、逢隈小中、 吉田小への車避難 | | | |
| (5) 通信訓練 内容 ・災害時の、平常時通信から災害通信への迅速かつ的確な切り替え ・通信途絶時の連絡の確保、通信内容の確実な伝達 ・通信機器の点検、整備等 (6) 非常招集訓練 | | | | |
| 内 容 ・突発的な災害の発生に備え、災害対策本部の設置等防災活動組織の整備を図ることを目的とする ・必要な職員等を迅速かつ確実に招集できるようにする ・遠隔地居住職員への対応 (7) 都市施設等応急復旧訓練 内 容 | | | | |
| ・交通、電力、電気通信、ガス、水道等各施設の管理者は、応急復旧計画に基づき実施する 4 課題の発見とフィードバック町は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。また、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。 | | | | |
| 第3 防災関係機関の防災訓練 防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは地方自治体の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。 1 実践的かつ効果的な訓練の推進 訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講じるべき事項(シナリオ)については、過去の大震災の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。 2 防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施組織を超えた防災対策を推進していくためには、町単独による訓練だけでなく、できる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高めていく。 3 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることができるような訓練内容の工夫・充実に努める。 4 男女共同参画及び災害時要援護者の視点に立った訓練の実施 | | | | |

| 第2章 災害予防対策 | |
|--|--------------------------------|
| 津波対策編 | 備考 |
| 訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の視点に立ち、災害時要援護者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。 5 訓練の客観的な分析・評価の実施訓練見学者等からの意見聴取等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ訓練のあり方、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織体制等の維持、整備を図る。 | |
| 第4 通信関係機関の非常通信訓練 東北総合通信局、県、市町村及び非常通信協議会を構成する各機関は、災害時における 防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うため、原則として年1回以上非常通信 訓練を実施する。 | |
| 第5 学校等の防災訓練 1 津波によって浸水が予想される地域に所在する学校等は、津波警報発表を想定し、 浸水が予想される地域の外側、もしくは校舎の屋上等、津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。 2 校園外活動(自然体験学習、校外学習を含む)等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。 3 津波災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。 4 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。 5 津波によって浸水が予想される地域以外の学校等も含め、津波警報発表の際、学校等が避難場所や避難所となることを想定し、町は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。子供に対しても、津波警報等が発表されたら、すぐに避難するなどの防災 | ・宮城県地域防災計画の反映 すぐ避難、避難後は戻らないなど子 |
| 教育を徹底する。 第6 企業の防災訓練 1 津波によって浸水が予想される地域に所在する企業は、津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは津波に対し安全な場所への避難訓練を実施す | 供への教育 ・宮城県地域防災 計画の反映 |
| る。 2 災害発生時に備え、周辺自治体及び各自治会、地域住民の方々並びに各企業名・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。 (訓練内容) 避難訓練消火訓練救急救命訓練 災害発生時の安否確認方法 災害発生時の対応 (帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等) 災害時の危険物、有害物の漏洩等の対処訓練 災害救助訓練 | |
| 町・自治会・他企業との合同防災訓練施設・設備使用不能の場合の対応訓練 第7 訓練及び普及内容 町等防災関係機関は、津波警戒に関する地域住民への周知徹底を図るため、啓発用の標識や多数の地域住民も参加した津波防災訓練の実施等を通じて次の内容の普及を図る。 | ・防災基本計画の 反映 |

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟の他、同報無線の

可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否(平易で分かりやすい表現か)等 を検証する。

2 津波避難訓練

避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限らない。場合によっては民有地等に避難する必要があり、地域社会の中で理解を得ておく必要がある。また、夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要である。

3 津波防災施設操作訓練

- ①誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。
- ②津波予想到達時間内に操作完了が可能か。
- ③地震動等により操作不能となった場合の対応はどうするか。などの現実に起こり得る想定の中で訓練を実施する。

4 津波監視訓練

高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて、津波監視の方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。

1 一般住民に対する内容

- (1) 強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送等を通じて入手する。
- (3) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで 安全な場所に避難する。津波注意報が発表されたときは、 直ちに海からあがって海岸に近づかない。
- (4) 津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることがあるので、津波警報・注意報が解除され安全になるまで避難行動を止めない。
- (5) 津波注意報でも海水浴や磯釣り等は危険なので行わない。
- (6) 過去の経験から、「津波は引き波から始まる」と言い伝えられているが、押し波から始まることもあることから、誤った認識により不適切な行動を取らない。
- 2 船舶に対する内容
- (1) 強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波が来る恐れがあることを念頭に、ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて情報入手に努める。
- (2) 津波警報・注意報等が発表された場合、以下の対応を基本とした避難行動をとること。
 - なお、町とあらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。
 - イ 沖合で航行・操業中に津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域(以下、「沖」という。)へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する等、人命を最優先に対処する。
 - <u>ロ</u> 沖へ退避した船舶は、津波警報、津波注意報が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。
 - <u>ハ 港内で作業中(係留中)に津波警報、津波注意報が発表されたら、増し舫いを取る</u> 等、可能な流出防止措置を講じて直ちに陸上の避難場所へ避難すること。
 - <u>二 津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることがあるので、</u> 津波警報・注意報が解除され安全になるまで避難行動を止めない。

| 津波対策編 | 備考 |
|-------|----|

第10節 自主防災組織の育成

| 主な実施担当 | 総務課 |
|---------|--|
| 防災関係機関等 | <u></u> 亘理地区消防本部、亘理警察署、地域災害拠点病院 |

第1 目 的

災害による被害の拡大を防ぐためには、各地域における対策が重要であり、町及び消防機関は住民や事業所等による自主防災組織の育成、指導に努める。

第2 自主防災組織の役割

1 自主防災組織の必要性

大規模な災害が発生したときには、町や防災関係機関だけで応急対策を行うことは難しく、住民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行わなければならない。また、地域の高齢者や障害者、外国人等を把握し、避難誘導等を行うためにも、その中心となる住民による防災組織が必要になる。

2 自主防災組織の活動にあたって

災害が発生したときには、住民が「自らの身、自分たちの地域は自らで守る」という意識のもとに行動することが必要である。また、住民の防災に対する知識や防災資機材の活用が、自主防災組織の活動を支える。

第3 自主防災組織の育成・指導

- (1) 現在、本町では自主防災組織の結成が進んでいる。今後も、町内会を単位とした自主防災組織の結成を促進するため、消防機関は行政区長など地域の指導者へ組織の必要性の啓発を図る。その際、女性の参加の促進に努める。
- (2) 特に木造家屋の集中している地区、地滑りなどの危険性の高い地区へ重点的に設置する。
- (3) 既存の町内会を単位とし、コミュニティ組織の一環として自主防災組織の設置を図るとともに、婦人防火クラブ等民間の防災組織を自主防災組織の中に位置付けるなど、地域が一体となった活動ができる体制づくりを促進する。
- (4) 県等と連携し、自主防災組織のリーダーを対象に、研修会、講習会を開催するなど、地域の自主防災力の向上を図る。
- (5) 自主防災組織に対し資機材の提供など必要な援助を行い、自主防災活動の支援に努める。
- (6) 事業所の防災組織と連携して、地域の防災力の向上を図る。
- (7) 自主防災組織に対し、避難計画作成等に対する指導に努める。

第4 自主防災組織の活動

災害時には、自主防災組織と住民、防災関係機関との連携が重要になる。そこで、各々の役割分担を明確にするため、自主防災組織の活動内容は次のとおりとする。

- 1 平常時の活動
- (1) 訓練の実施等
- イ 防災訓練への参加

災害が発生したとき、住民が適切な措置をとることができるよう、町等が実施する防災訓練へ参加する。

ロ 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

ハ 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を取得する。

ニ 避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

ホ 救出・救護訓練の実施

<u>救助用資機材を使用した漂流者等の救出活動及び負傷者や溺れた者、家屋の倒壊</u> <u>やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方</u> 法等を習得する。

・宮城県地域防災 計画の反映

(2) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防 災組織として定期的に地域における防災点検を実施する。

(3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織は、災害時に速やかな応急活動が出来るよう資機材の整備に努め、また、日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。また、給水先の表示旗の備蓄に努める。

(4) 災害時要援護者の情報把握・共有

災害時要援護者の適切な避難誘導や、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、平常時より、情報の把握及び関係者との共有に努める。

- 2 災害発生時の活動
- (1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

- イ 地域内の被害情報の収集方法
- ロ 連絡をとる防災関係機関
- ハ 防災関係機関との連絡方法
- ニ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート
- (2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、 隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(3) 救出・救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により負傷者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、 救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする 者があるときは救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長の避難勧告・避難指示又は警察官等から避難指示が発令された場合には、住民 に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施にあたって、次の点に留意する。

- イ 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。
 - (イ) 市街地・・・・・・・・・火災、落下物、危険物
 - (ロ) 山間部、起伏の多いところ・・・崖崩れ、地すべり
 - (ハ)海岸地域・・・・・・・・津波
 - (二) 河川・・・・・・・・・・・・・ 決壊、 氾濫
- ロ 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度の ものとする。
- ハ 高齢者、障害者、その他自力で避難することが困難な災害時要援護者に対しては、 地域住民の協力のもとに避難させる。
- (5) 給食・救援物資の配布及びその協力

避難が長期間にわたり、炊き出しや救援物資の支給が必要な時は、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても町と連携し炊き出しを行うほか、市町村が 実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

3 町は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、防犯診断等訓練の実施、防犯パトロール等地域安全活動への支援を行う。

第5 地域社会づくり

| 津波対策編 災害時の避難生活においては、日頃から強力なリーダーがいたり、あるいは地域社会のコミュニケーションがとれているところでは、迅速な協力体制や新たな地域社会がつくられるなど、日頃の地域社会のあり方によって、被災後の生活再建への取り組みが大きく変わる。そこで、地域社会づくりへのさまざまな支援を行う。・地域情報の紹介によるコミュニティ意識の啓発・だれもが参加できるコミュニティ行事の開催・コミュニティ組織づくりの推進・コミュニティリーダーの育成・コミュニティセンター、集会所の整備 |
|---|
| 災害時の避難生活においては、日頃から強力なリーダーがいたり、あるいは地域社会のコミュニケーションがとれているところでは、迅速な協力体制や新たな地域社会がつくられるなど、日頃の地域社会のあり方によって、被災後の生活再建への取り組みが大きく変わる。そこで、地域社会づくりへのさまざまな支援を行う。・地域情報の紹介によるコミュニティ意識の啓発・だれもが参加できるコミュニティ行事の開催・コミュニティ組織づくりの推進・コミュニティリーダーの育成 |
| |

| 津波対策編 | 備考 |
|-------|----|
|-------|----|

第 11 節 ボランティアの受入れ

| 主な実施担当 | 総務課、福祉課、企画財政課、都市建設課 |
|---------|----------------------|
| 防災関係機関等 | 社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部等 |

第1 目 的

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やNPO等(以下「ボランティア関係団体」という。)は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、町及び防災関係機関は、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援 していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアの受け入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

第2 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

- 1 生活支援に関する業務
 - (1) 避難所の運営補助
 - (2) 炊き出し、食料等の配布
 - (3) 救援物資等の仕分け、輸送
 - (4) 高齢者、障害者等の介護補助
 - (5) 清掃活動
 - (6) その他被災地での軽作業
- 2 専門的な知識を要する業務
 - (1) 救護所等での医療、看護、保健予防
 - (2) 被災建築物の応急危険度判定
 - (3) 被災宅地の危険度判定
 - (4) 外国人のための通訳
 - (5) 被災者へのメンタルヘルスケア
 - (6) 高齢者、障害者等への介護
 - (7) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
 - (8) 公共土木施設の調査等
 - (9) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第3 災害ボランティア活動の環境整備

町は、日本赤十宇社、社会福祉協議会等やボランティア関係団体との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。

- 1 町内のボランティア
 - 現在の町内のボランティア団体
 - ・婦人防火クラブ連合会
 - ・各種ボランティア団体
 - 日赤奉仕団
 - 社会福祉協議会

災害時には、これらの団体と町内及び町外から応援にきてくれるボランティア、県のボランティア機関及び町、防災関係機関等がそれぞれ協力し合い円滑な応急活動を行う必要がある。

そこで、町社会福祉協議会は、町内のこれらの団体の協力により「亘理町災害ボラ

津波対策編

備考

ンティアセンター」を設置し、県のボランティア団体及び町との連携体制の確立、災害ボランティアの育成、災害時のボランティアの受付、作業の分担等を行う。

町は、「亘理町災害ボランティアセンター」が速やかに立ち上げられるよう平常時から災害ボランティアの育成等を支援する。

2 県におけるボランティア

県においては、次のようなボランティア団体等がある。

- (1) ボランティア組織
 - イ 日本赤十字社宮城県支部

日本赤十字社が行う災害救護活動に参加・協力するとともに、日本赤十字社の仲介により、行政機関の要請を受け、応急活動を行う。

第4 専門ボランティアの育成及び登録

災害時の応急活動に必要な専門的な知識・技術をもった専門的ボランティアの育成については、町内のボランティア団体と協力し、専門の教室・講座等を開催し育成に努める。

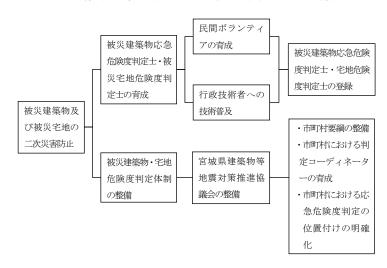
なお、平成24年3月現在、確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。

1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

被災建築物応急危険度判定は地震で被災した建築物について、被災宅地危険度判定は地震で被災した宅地について、それぞれその後の余震などによる二次災害の防止を 目的として、その安全性を判定するものである。

町は、こうした判定作業にボランティアで従事する建築士等を判定士として養成し、登録するとともに、宮城県建築物等地震対策推進協議会の活動をとおして、判定コーディネーターの育成に努める。

宮城県建築物等地震防災総合対策フロー(部分)



出典: 宮城県地域防災計画

2 防災エキスパート制度

東北地方整備局が発足させたもので、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の 事務処理、施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動に従事してもらう。

3 災害時の通訳ボランティア

大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し町の職員だけでは十分な 対応ができない。

そのため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集する。

第5 一般ボランティアの受入れ体制

- 1 一般ボランティアの受入れ体制づくり
- (1) ボランティア受入れ拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、

地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

(2) 受入体制の整備

ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に 想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等での広報やボランティアの事前登録制度の活用などにより、ボランティア受入れのための体制を構築するよう努める。

(3) 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、県、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

2 行政の支援

町は、災害ボランティアの受け入れに必要な環境整備やリーダーの要請などの体制づくりを、社会福祉協議会、NPO支援組織等と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。また、災害時に活動が期待されるボランティア関係団体との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

第6 民間団体等への応援要請

町内には、亘理郡医師会、建築士協会などさまざまな民間の専門機関があり、災害時にはこれらの団体の協力を得て、万全の応急対策がとれるよう、災害時の応援要請を依頼する。

また、災害時に事業所の協力も得られるよう、日頃から事業所に対して防災活動への協力を依頼する。

第7 ボランティアの保険

災害時のボランティア活動に際し、ボランティアが負傷したときには、ボランティアへの補償をどうするかが問題になる。現在、国、県や損害保険会社等で検討が進められており、本町においてもこれらの動きを踏まえながら、対応策を検討する。

ボランティアの受入窓口は、亘理町社会福祉協議会が担当するため、ボランティアの保険加入については、亘理町社会福祉協議会にて対応する。

| 津波対策編 | 備考 |
|-------|----|

第12節 企業等の防災対策の推進

| 主な実施担当 | 総務課、商工観光課 |
|---------|-----------|
| 防災関係機関等 | _ |

第1 目 的

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第2 企業等の役割

- 1 企業等の活動
- (1) 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、防災活動を推進する必要がある。

(2) 事業継続上の取組の実施

企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等を行うなど、事業継続上の取組の継続的な実施力の向上に努める。

(3) 事業継続計画(BCP)の策定

事業継続計画(BCP)においては、災害発生後の緊急時対応(人命救助、安否・安全確認等)と復旧対応(片付け、施設・設備復旧等)を峻別し、規定するとともに、平常時から継続して対応すべき業務についても配慮したものとする。

(4) 帰宅困難者対策の実施

地震発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

- 2 町及び防災関係機関の役割
- (1) 防災に関するアドバイスの実施

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的 参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(2) 企業防災の取組支援

町は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定等に向けた企業からのニーズへの対応に取り組む。

(3) 企業の防災力向上対策

町は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

第3 企業等の防災組織

1 自衛消防組織を設置する事業所

法令により防災計画を作成し、自衛消防組織を設置する事業所は次のとおりである。

- ・医療機関、宿泊施設、大型小売店等多数の人が利用する事業所
- ・危険物、高圧ガスの貯蔵所、取扱所
- ・多数の従業員がいて、組織的に防災活動を行う必要がある事業所
- ・雑居ビル等、共同防火管理を必要とする事業所 事業所の自衛消防組織は、次の事項を行う。

第2章 災害予防対策

| 津波対策編 | (1) 防災訓練 (2) 従業員等の防災教育 (3) 情報の収集・伝達体制の確立 (4) 火災その他災害予防対策 (5) 避難対策の確立 (6) 応急救護 (7) 飲料水、食料、生活必需品等の物資の確保 (8) 施設耐震化の推進 (9) 施設の地域避難所としての提供 (10)地元消防団との連携・協力 (11)コンピュータシステム及びデータのバックアップ | 第2章 災害予防対策 | |
|--|---|--|-------|
| (2) 従業員等の防災教育 (3) 情報の収集・伝達体制の確立 (4) 火災その他災害予防対策 (5) 避難対策の確立 (6) 応急救護 (7) 飲料水、食料、生活必需品等の物資の確保 (8) 施設耐震化の推進 (9) 施設の地域避難所としての提供 (10)地元消防団との連携・協力 (11)コンピュータシステム及びデータのバックアップ (12)大型の什器・備品の固定 | (2) 従業員等の防災教育 (3) 情報の収集・伝達体制の確立 (4) 火災その他災害予防対策 (5) 避難対策の確立 (6) 応急救護 (7) 飲料水、食料、生活必需品等の物資の確保 (8) 施設耐震化の推進 (9) 施設の地域避難所としての提供 (10) 地元消防団との連携・協力 (11) コンピュータシステム及びデータのバックアップ (12) 大型の什器・備品の固定 これらの事業所については、防災訓練の実施、防災行動マニュアルの作成等を指導するとともに、消防署と協力し、防火管理者講習会による事業所の防災組織の育成を図る。 2 それ以外の事業所 政令により設置を義務付けられていない事業所においても、自主防災の必要性を理 | 津波対策編 | 備考 |
| するとともに、消防署と協力し、防火管理者講習会による事業所の防災組織の育成を 図る。 2 それ以外の事業所 政令により設置を義務付けられていない事業所においても、自主防災の必要性を理 | | 津波対策編 (1) 防災訓練 (2) 従業員等の防災教育 (3) 情報の収集・伝達体制の確立 (4) 火災その他災害予防対策 (5) 避難対策の確立 (6) 応急救護 (7) 飲料水、食料、生活必需品等の物資の確保 (8) 施設耐震化の推進 (9) 施設の地域避難所としての提供 (10)地元消防団との連携・協力 (11)コンピュータシステム及びデータのバックアップ (12)大型の什器・備品の固定 これらの事業所については、防災訓練の実施、防災行動マニュアルの作成等を指するとともに、消防署と協力し、防火管理者講習会による事業所の防災組織の育成図る。 2 それ以外の事業所 政令により設置を義務付けられていない事業所においても、自主防災の必要性を | 音導 文を |
| | | | |

| 津波対策編 | 備考 |
|-------|----|
|-------|----|

第13節 津波監視体制、伝達体制の整備

| 主な実施担当 | 総務課、企画財政課 |
|---------|---|
| 防災関係機関等 | 県警察本部、第二管区海上保安本部、東北地方整備 局、仙台管区気象台、東日本電信電話㈱宮城支店 |

第1 目 的

<u>津波発生の際に速やかに警戒態勢がとれるよう、津波監視・観測体制の整備や情報を迅</u>速に伝達できる体制の整備を図る。

・宮城県地域防災 計画の反映

第2 津波の観測体制の整備

<u>仙台管区気象台では、地震及び震度観測点や津波観測施設等の整備を行い、観測結果に</u> <u>基づく迅速な津波警報・注意報、津波情報等の発表及び伝達に努める。</u>

・宮城県地域防災 計画の反映

「特別警報」の反

(1) 津波警報等の種類

イ 大津波警報 (特別警報に位置づける)、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをも とに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合 には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報 (以下これらを「津波警報等」という。)を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。 ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を 数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小 に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発 表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよ そ15 分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さ を数値で示した更新報を発表する。

<u>食報</u>

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

| | <u> </u> | 11 7 1-27 | | 7 件次 7 的 5 | |
|------------------|---|---------------------------------|-------------|-------------------|--|
| 津波警報 | | 津波の高さ | 発表される | 津波の高さ | 津波警報等を見聞きし |
| 等の種類 | 発表基準 | 予想の区分 | 数値での発 | | た場合にとるべき行動 |
| 11 12 12 /94 | | 1 /2/11 12/3 | <u>表</u> | での発表 | 7C 0 C 1133 |
| 大津波警 | 予想される津波 | <u>10m<高さ</u> | <u>10m超</u> | | 陸域に津波が及び浸水 |
| 報 | の高さが高いと | <u>5 m < 高さ</u> | 10m | 巨士 | <u> するおそれがあるた</u> |
| (特別警 | ころで3mを超 | <u>≦10m</u> | <u> </u> | 巨大 | め、沿岸部や川沿いに |
| 報) | <u>える場合</u> | <u>3 m<高さ</u> <u>≦5 m</u> | <u>5 m</u> | | いる人は、ただちに高 台や避難ビルなど安全 |
| 津波警報 | <u>予想される津波</u> の高さが高いと ころで1mを超 え、3m以下の 場合 | <u>1 m<高さ</u> <u>≦3 m</u> | <u>3 m</u> | <u>高い</u> | な場所へ避難する。警 報が解除されるまで安 全な場所から離れない。 |
| <u>津波</u> 注意報 | 予想される津波 の高さが高いと ころで 0.2m以 上、1m以下の 場合であって、 津波による災害 のおそれがある 場合 | <u>≦1 m</u> | <u>1 m</u> | <u>(表記な</u> し) | 陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。 |

*「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※気象庁はこれまで、地震、津波などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていたが、これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える地震や 大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける。

ロ 津波警報等の留意事項

- (イ)沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に 間に合わない場合がある。
- (ロ) 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- (ハ) 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと 判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

第3 津波監視体制の整備

1 津波観測機器の維持・整備

町は、津波襲来の場合に備え、国・県・その他関係機関等と連携し、津波観測体制の整備に努める。また、NHK定点カメラや国土交通省河川情報カメラの情報を活用できるよう、データ取得体制を整備しておく。

2 観測情報の共有化

町及び防災関係機関は、各観測機器から得られた情報の共有化に努める。

3 伝達体制の整備

東北地方整備局は、GPS 波浪計の沖合波浪観測情報を速やかに関係地方公共団体等 へ伝達できる体制の整備を推進する。

県内津波観測施設等設置箇所一覧

| 設置箇所 | <u>東北地方</u> 整備局 | <u>仙台管区</u> <u>気象台</u> | 市町・消防本部 | <u>計</u> |
|------------|--------------------|---------------------------|----------------|-----------|
| <u>仙台市</u> | <u>2</u> | <u>1</u> | | <u>3</u> |
| <u>石巻市</u> | <u>2</u> | <u>1</u> | | <u>3</u> |
| 塩竈市 | | | 塩釜地区消防事務組合(1) | <u>1</u> |
| 気仙沼市 | | | <u>気仙沼市(5)</u> | <u>5</u> |
| 松島町 | | | 塩釜地区消防事務組合(1) | <u>1</u> |
| <u>計</u> | <u>4</u> | <u>2</u> | <u>7</u> | <u>13</u> |

第4 津波警報・注意報、避難指示等の伝達体制の整備

1 県の対応

県は、総合防災情報システム「MIDORI」を活用し、仙台管区気象台からの津波警報・ 注意報等を迅速に沿岸市町に伝達するとともに、職員が所持する携帯電話等へ自動的 に転送し、初動体制の確立を図る。

- 2 町の対応
- (1) 避難指示等の発令基準の設定
 - イ 発令基準の策定・見直し

町は、津波警報・注意報等の内容に応じた避難勧告、避難指示等の具体的な発令 基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を 表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努め る。

ロ 伝達体制の整備

町は、津波警報・注意報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合において も、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象と なる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

- (2) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化
 - イ 多様な情報伝達手段の確保

町は、さまざまな環境下にある職員や住民等に対し、津波警報・注意報等の伝達 手段として、同報無線の整備を促進し、耐震化、停電対策、燃料切れへの備え等の 堅牢化を図るとともに、サイレン、広報車のほか、関係事業者の協力を得ながら、

•防災基本計画の 反映

NHK定点カメラ や国土交通省河川 情報カメラの活用

- ・防災基本計画の 反映
- ・「津波避難対策 検討ワーキンググ ループ報告(H24 内閣府中央防災会 議)」の反映
- ・「防災情報の活 用に係るプロジェ クトチーム検討報 告(H24 内閣府)」 の反映
- ・「地域防災計画 における地震・津 波対策の充実・強 化に関する検討会 報告書(H23 総務 省消防庁)」の反映

津波対策編

備考

テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)等、多数の手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難路、避難場所の周知を図る。

ロ 確実な伝達方法の確保

町は、気象庁からの津波警報・地震情報等の迅速かつ確実な受信のため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を整備すると共に、同報無線との自動起動を推進する。 また、町は、障害に強い伝達体制の整備と併せ、自動配信型の情報伝達も充実させるとともに、雑音に強い高品質な音声での通話・放送が可能となるようデジタル化を推進する。

ハ 自動車運転者対策

町は、走行中の自動車に対し、大津波警報・津波警報の発表状況、浸水想定区域、 交通規制や迂回路、避難場所等に関する情報を伝達する手段として、カーラジオ、 カーテレビ、カーナビゲーションシステム等の車載機器を活用した方策を検討する。

二 海域海岸利用者対策

町は、海域海岸利用者に対し、防災行政無線やサイレンが聞こえにくい場合に備え、色や光等視覚的に危険が迫っていることを伝達できる手段の普及に努める。その際、他地域の状況を踏まえつつ、可能な限り統一的な手法が用いられるよう考慮する

ホ 災害時要援護者対策

町は、字幕放送や手話放送、多言語放送等に加え、高齢者、障害者、外国人等の 災害時要援護者が災害時に安全を確保し、必要な情報を入手し得る方策について、 十分検討を行うよう努める

(3) 伝達内容の検討

町は、津波警報、避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、避難指示等を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。その際、高齢者や障害者等の災害時要援護者や一時滞在者等に十分配慮する。

(4) 多様な条件下の考慮

町は、夜間、休日の情報伝達体制についても整備しておく。さらに、多数の人出が 予想される海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者へ の情報伝達体制を確立する。

(5) 津波地震や遠地地震の考慮

町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民の避難意 識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、災害発生時刻によらず、津波 警報・注意報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

3 警察の対応

警察は、津波警報・注意報等が発表された場合の各警察署、関係機関への通報伝達 体制、情報通信施設及び機器等の整備を図る。

4 第二管区海上保安本部の対応

(1) 迅速・的確な伝達体制の確立

イ 関係機関等に対する伝達

<u>あらかじめ定めた津波警報・注意報発表時の伝達系統図に従い、迅速・的確な情</u>報提供を行う。

ロ 港内在泊船舶等に対する伝達

漁協・代理店等を通じて伝達するとともに、船艇・航空機を巡回させ、拡声器、 たれ幕等により周知する。

ハ 航行船舶等に対する伝達

航行警報、安全通信等により周知する。

二 港内作業員及び釣り客・海水浴客に対する伝達

工事作業会社、釣具店・海水浴場管理者等を通じて伝達するとともに、船艇・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

(2) 情報伝達訓練等の実施

迅速・的確な津波警報・注意報等の情報伝達を図るため、定期的に伝達訓練を実施するとともに必要に応じて連絡系統図の見直しを行う。

5 東日本電信電話株式会社の対応

| 第2章 災害予防対策 | |
|---|----------------|
| 津波対策編 | 備考 |
| (1) 津波警報伝達体制の迅速化、確実化 気象業務法に基づき、気象庁から津波警報の通知を受けたときは、直ちにその津波 警報を関係市町村に対し迅速、確実な警報伝達に努める。 (2) 津波警報伝達等点検の実施 津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、関係機関との津波警報伝達点検 を実施し、伝達漏れの防止等を図る。 | |
| 第5 役割・責任等の明確化 県は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとと もに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対 応できる体制の整備を図る。 | ・防災基本計画の 反映 |
| ### ### ### ### ### ################# | |
| 出典:宮城県地域防災計画 | |

| 津波対策編 | 備考 |
|-------|----|

第14節 情報通信網の整備

| 主な実施担当 | 総務課、企画財政課 |
|---------|-----------|
| 防災関係機関等 | |

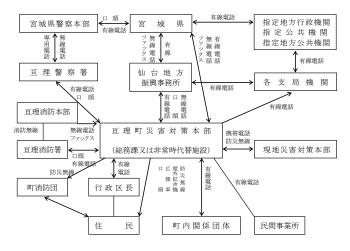
第1 目 的

災害時には、迅速かつ的確な情報の収集・伝達が非常に重要であり、有線通信が使えなくなったときや輻輳により使用が困難になる場合に備えて、無線系の通信手段などの複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に推進する。

第2 各種通信手段の整備

町は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握し、緊急情報連絡を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

災害時における各機関との情報連絡の流れは次のとおりであり、それぞれの通信手段の整備・維持管理を行う。



それぞれの通信手段の概要及び整備予定は次のとおりである。

1 有線電話

既に設置されている電話回線である。

2 専用電話

既に設置されている専用電話回線である。

3 無線電話

既に設置されている無線電話回線である。

4 ファックス

既に設置されているファックス電話回線である。

5 防災無線

現在町には、宮城県防災行政無線通信施設及び亘理町防災行政無線施設(同報系)、亘理町地域防災無線(移動系)がある。

亘理防災行政無線通信施設(同報系)

| 無線局 | 設置場所 | 所在地概要 | |
|---------|----------|-------------|--|
| 親局(固定系) | 亘理町役場 | 亘理町字下小路 7-4 | |
| 遠隔制御局 | 亘理地区消防本部 | 亘理町字祝田 34-2 | |

| 屋外受信局 (子局) | 町内一円 | 99 局 |
|------------|---------|-------|
| 戸別受信局 | 町公共施設ほか | 160 局 |

※ 亘理町地域防災無線通信施設(移動系)は、固定局 5 局、車載型 6 局、可搬型 29 局、

半固定型 16 局。

6 屋外拡声機(同報系)

町から住民への情報伝達のための施設であり、未整備地区へ設置する。

7 携帯電話

通常の電話が使えない場合あるいは連絡がとれない場合に、活用する。

8 インターネット・パソコン通信等

FMあおぞら及びインターネットのホームページやEメール、エリアメール等による情報提供を活用する。

9 口頭等

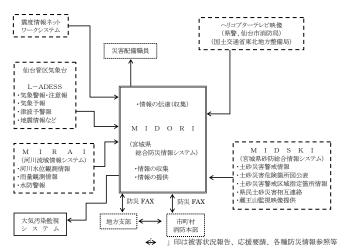
- (1) 口頭による情報伝達は、広報車やサイレン、警鐘等を利用するもので、交通手段の確保により有効な伝達手段となる。
- (2) 各通信設備の整備にあたっては、設備の耐震性、耐火性の確保を図るとともに、停電であっても情報伝達ができるよう自立型の電源設備の設置に努める。
- (3) 日頃から、各通信設備の点検・維持管理に努める。
- (4) 各職員は、これら通信設備の使用方法や応急処置等を習熟するよう努める。
- (5) 各通信機器の使用訓練を行う。訓練にあたっては、一部の設備が使用できなくなった場合も想定して行う。

10 防災情報システム等

県庁及び仙台地方振興事務所、市町村との間で、災害全般の情報通信として「宮城県総合防災情報システム(MIDORI)」を整備し、平成5年度から運用しているほか、「宮城県土木部総合情報システム」として「宮城県河川流域情報システム(MIRAI)」、「宮城県砂防総合情報システム(MIDSKI)」、「道路管理 GIS システム」の構築を進め、「宮城県地域衛星通信ネットワーク」を整備、運用している。また、地震の際の震度情報に関しては、平成8年度に「震度情報ネットワークシステム」も整備されている。

さらに、本町では一級河川の阿武隈川を抱えていることから、国土交通省の「川の防災情報」を活用し、情報を収集している。

- (1) 各情報通信手段の操作について、日頃から訓練等を通じてその習熟に努める。
- (2) 災害時の停電に備えて、自立型の電源設備を整備する。
- (3) 通信設備の耐震性耐火性の向上を図る。
- (4) 災害時に広報紙やチラシ等による広報活動を迅速に行うため、役場内で簡単な印刷物を作成できるよう、印刷機等の設備を整備する。



《宮城県総合防災情報システム概要図》

第3 役場データのバックアップ体制

役場がコンピュータで処理している行政情報については、日頃から日、週、月単位でデータのバックアップに努めるとともに、役場庁舎が被災した場合に備え、遠隔地でデータを保管しており、今後とも適正な管理に勤める。

| 津波対策編 | 備考 |
|-------|----|
|-------|----|

第15節 職員の配備体制

| 主な実施担当 | 全課 |
|---------|-----------------------|
| 防災関係機関等 | 亘理地区消防本部、仙南·仙塩広域水道企業団 |

第1 目的

町内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、町及び防災関係機関は、 その機能の全てをあげて迅速に災害応急対策を推進するとともに、優先度の高い通常業務 の継続のため、災害の規模に応じて職員を配置・動員し、その活動体制の万全を期すもの とする。このため、町及び防災関係機関は、平常時から各組織の配備・動員計画や、業務 継続計画を定めておくものとする。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておくものとする。

第2 配備体制の明確化

1 災害警戒配備体制

町内において震度4以上を観測する地震が発生した場合には、速やかに警戒本部等 所定の配備体制が敷けるよう体制整備を図る。また、町長不在時の指示伝達体制についても整備する。

町は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。その際、町が一体となった体制がとれるよう、町地域防災計画に定める配置基準、配置内容等と十分整合を図る。更に、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ気象予報等に応じた登庁者等について、町地域防災計画に定める配置基準・内容に従って定めておくものとする。

2 災害対策本部

町内で震度5強以上の地震による災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき、あるいは町長が必要と認めたときには、亘理町災害対策本部を設置する。なお、局地災害の応急対策を強力に推進するために特に必要があると認めるときは、災害対策本部に現地災害対策本部を設置し、災害地にあって当該災害対策本部の事務の一部を行う。

- 3 災害対策本部各部長の責務
 - 災害対策本部各部長は、あらかじめ次の事項を定めた配備編成計画を作成し、これを職員に周知徹底しなければならない。
- (1) 班内の所掌事務、配備職員及び責任者
- (2) 配備職員の連絡先並びに休日及び時間外における連絡体制

第3 職員参集手段等の構築

休日、夜間等時間外に災害が発生した場合又は災害発生の恐れが生じた場合を想定し、 特に町長等幹部職員及び災害担当課職員の参集手段について定め、速やかな災害対策本部 の立ち上げが可能な体制を構築しておく。また、各課長は所属職員の住所及び連絡方法を 把握し、直ちに職員を動員できるような体制を構築するものとする。

第4 関係機関の配備体制

1 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等

災害が発生し、又は発生するする恐れがある場合、防災関係機関は、必要な職員を動員し、町や県等と相互に協力のうえ、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に関する災害 応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。また、各防災関係機関との連携を確保するため、必要に応じて町災害対策本部への要員の派遣について、あらかじめ定めておくものとする。

2 公共的施設等の管理者

医療機関、不特定多数の集客施設、老人ホーム等災害時要援護者収容施設、公営住宅、教育施設等の管理者は、大規模災害に備えて職員の配備体制を整備する。

3 消防職員・消防団員の動員配備

津波対策編

備考

町及び消防本部は、消防職員及び消防団員の配備体制の基準、内容及び基準に対応 した所要の職員の動員体制を定める。

伝達方法は、通信設備及び防災行政無線を使用し要請する。

4 消防機関の警戒配備

大規模な地震が発生した場合は、火災が発生する確率が高く、大規模な火災につながる可能性があるため警戒体制をとる。

消防職員及び消防団員は、火災警報が発令された場合、火災危険区域内において無線車又はポンプ車等により巡視し、出火防止の広報活動を行うとともに、区域内の状況について情報の収集にあたる。

消防団員は、消防水利を確保するため常に消火栓、防火水槽等の点検を行い、降雪の際は雪かき等の処置を講ずる。

第5 防災担当職員等の育成

町は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

第6 人材確保対策

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む)の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第7 マニュアルの作成

町は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを 作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備 の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第8 業務継続計画(BCP)

- 1 業務継続性の確保
- (1) 業務継続計画(BCP)の策定

町は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、 災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準 備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP)の 策定等により、業務継続性の確保を図る。

(2) 業務継続体制の確保

町は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応 じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

- 2 電源及び非常用通信手段の確保対策
- (1) 電源及び非常用通信手段の確保

町は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

(2) 再生可能エネルギーの導入推進

町は、県と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などに対する再生可能エネルギー等の導入を推進する。

3 データ管理の徹底

東日本大震災時に、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認の情報が役立ったことを踏まえ、町は、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報、及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

4 職員のメンタルヘルスケア

町は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細か に行えるよう、予め体制を検討する。

| 津波対策編 | 備考 |
|-------|----|
| | |

第16節 防災活動拠点等の整備

| 主な実施担当 | 総務課、企画財政課 | | |
|---------|---|--|--|
| 防災関係機関等 | 仙台土木事務所、亘理地区消防本部、 県ヘリコプター管理事務所、その他関係機関 | | |

第1 目 的

町は、災害により災害対策本部(役場庁舎)が機能しなくなったときの代替施設を確保するとともに、消防機関等と連携して地区の防災活動拠点を整備し、各地区、さらには町全体の防災力の向上を図る。

第2 役場庁舎及び代替施設

役場庁舎やその他防災関係施設の耐震性、耐火性を強化する。

災害対策本部(役場庁舎)が被災により機能しなくなった場合の代替施設として以下の施設を想定し、災害の状況に応じて最も適当な施設に災害対策本部を移設するとともに、その旨を関係機関並びに住民に対し速やかに通知する。また、これらの施設においても、最低限必要な対応ができるよう衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。

役場庁舎に代わる施設

- 亘理町中央公民館
- 亘理運動場(仮設対応)

第3 地区の活動拠点

平常時には防災訓練や防災知識の普及の場あるいは住民の交流の場として、また、災害時には避難、消火、応急救護、自主防災組織の活動拠点として、各小中学校を活用する。

第4 防災用資機材の整備

備蓄倉庫には、「第2編第2章第23節 食料、飲料水及び生活物資の確保」に記載した 資機材を整備するとともに、飲料水、毛布、ビニールシート等生活物資の確保に努める。 また、津波対策としてボート及びライフジャケット等の備蓄も検討する。

ボート及びライフジャケットの備蓄

第5 防災拠点の整備

町は、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点及び物資輸送等の救援活動拠点の確保に努める。

第6 臨時ヘリポートの整備

町は、ヘリコプターによる災害対策活動を円滑に行うため、ヘリコプターの臨時離着陸場として使用可能な活動拠点の確保に努める。(臨時ヘリポートの一覧は「第1 篇第3章第11 節 ヘリコプターの活動」に記載)ヘリコプターの臨時離着陸場を選定する場合は、県の定める防災ヘリコプター用「飛行場外離着陸場」設置基準により行う。資料編(107~109頁、「ヘリコプター離着陸場の安全確保」)参照。

第7 防災用資機材の確保対策

1 地域内での確保対策

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

2 備蓄困難な資機材の確保対策

町は、支援物資を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

3 防災用備蓄拠点の整備

町は、スーパー、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者

第2章 災害予防対策

| 津波対策編 | 備 | 考 |
|---------------------------------------|---|---|
| 及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。 | | |
| 4 救助用重機の確保対策 | | |
| 町は、地震災害において、倒壊建築物からの人命救助のため、大型重機の確保に努 | | |
| める。 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| 津波対策編 | 備考 |
|-------|----|
| | |

第17節 相互応援体制の整備

| 主な実施担当 | 総務課 |
|---------|-------------------------------------|
| 防災関係機関等 | 亘理地区消防本部、仙南・仙塩広域水道企業団、その 他防災関係機関 |

第1 目 的

町は、大規模災害に備え、他の地方公共団体との広域的な相互応援体制を確立する。 なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震 災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結 も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

第2 相互応援体制の整備

1 受入れ体制の整備

町及び防災関係機関は、災害の規模や披災地のニーズに応じて円滑に他の市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

2 協定の締結

町は、平素から関係機関間で協定を締結するなど、計画具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

3 外部専門家による支援体制の構築 町は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第3 市町村間の応援協定

1 相互応援協定の締結等

町の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、町は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備し、相互応援協定を締結する場合、次の事項に留意し、実践的な内容にする。

- (1) 連絡体制の確保
 - イ 災害時における連絡担当部局の選定
 - ロ 夜間における連絡体制の確保
- (2) 円滑な応援要請
 - イ 主な応援要請事項の選定
 - ロ 被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達
- 2 県内全市町村間の相互応援協定

町は、災害時における「宮城県市町村相互応援協定」に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努める。

3 遠方の市町村間の相互応援協定

町は、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による 同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

4 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の具体の応援等に係る情報交換を行う。

5 後方支援体制の構築

町は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

現在締結されている相互応援協定は次のとおりである。

| | | 津波対策編 | | 備 |
|---|-----------------|---|--|---|
| 協定等の名称 | 締結年月日 | 締結の相手方 | 協定の内容 | |
| 亘理町・山元町相互応援協定 | 昭和39年 2月27日 | 山元町 | 火災防御及びその他の災害時における応援 | |
| 亘理町、岩沼市相互応援協定 | 昭和39年 2月27日 | 岩沼市 | 火災防御及びその他の災害時における応援 | |
| 仙南・仙塩広域水道の緊急時 における受水市町相互応援給 水に関する協定 | 平成4年 3月19日 | 宮城県 県内17市町 | 非常災害、施設の損傷等緊急時における応 援給水 | |
| | 平成9年 1月16日 | 福島県 ・福島地方広域行政圏17 市町村 ・相馬地方広域市町村圏 | ・食料、飲料水の他生活必需物資の提供 ・災害応急対策、復旧に必要な資機材の提 供 ・災害応急対策、復旧に必要な職員の派遣 | |
| 福島・宮城・山形広域圏災害 時相互応援協定 | | 6市町村 宮城県 ・亘理・名取広域圏2市2 町 ・仙南地域広域行政圏9市 町 山形県 ・置賜広域行政圏 8市町 | | |
| 災害時における亘理町内郵便 局と亘理町との協力に関する 覚書 | 平成10年 1月23日 | 亘理町内郵便局 | ・災害救助法適用時における郵政事業の特別事務取扱い及び援護対策・災害時の施設並びに用地の相互提供・情報の相互提供 | |
| 災害時における応急生活物資 等の協力に関する協定 | 平成10年 9月2日 | みやぎ生活協同組組合 | 災害時における応急生活物資の供給等 | |
| 日本水道協会宮城県支部「災 害時相互応援計画」 | 平成11年 6月30日 | 宮城県支部会員 | 大規模な災害発生時の応急給水及び応急復 旧等の協力 | |
| 災害時の医療救援に関する協 定 | 平成12年 11月30日 | 一般社団法人亘理郡医師 会 | 災害時における避難所、災害現場等に設置 する救護所において医療救護活動の協力 | |
| 伊達藩「ふるさと姉妹都市・ 歴史友好都市」連絡協議会の 災害時における相互応援協定 | 平成13年 11月8日 | 伊達市ほか4町 | 大規模災害時における応急物資等の相互応 援 ・生活必需物資の提供 ・応急対策及び復旧に必要な物資、資機材 等の提供 ・応急対策及び復旧に必要な職員の派遣 | |
| 災害時における応急措置の協 力に関する協定 | 平成16年 4月27日 | <u></u> 亘理町災害防止協議会 | 災害時における応急措置の協力 | |
| 災害時における水道施設復旧 応援に関する協定 | 平成16年 4月27日 | 亘理町水道工事指定業者 連絡協議会 | 災害時における水道施設復旧応援 | |
| 災害時における宮城県市町村 相互応援協定 | 平成16年 7月26日 | 県内全市町村 | 災害時における宮城県市町村相互応援 ・物資・資機材の提供に関する応援 ・職員の派遣に関する応援 | |
| 大規模災害時における災害ボ ランティアセンターの設置・ 運営に関する覚書 | 平成16年 12月1日 | 宮城県、町社協 | 大規模災害時における災害ボランティアセ ンターの設置・運営 | |
| 災害時におけるレンタル機材 の提供に関する協定書 | 平成18年 10月11日 | (株) BIG RENTAL (株)ほくと建機 (株)カナモト | 災害時におけるレンタル機材の提供 | |
| 災害時における物資供給に関 する協定書 | 平成19年 5月29日 | NPO法人コメリ 災害対策センター | 災害時における生活物資の提供 | |

第4 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

大規模災害時において、宮城県内の消防力で十分な救援活動を実施することができないと認められる場合には、消防本部は、緊急消防援助隊からの応援を受けることができる。 消防本部は、緊急消防援助隊活動の迅速かつ円滑な実施を図るため、緊急消防援助隊合 同訓練に積極的に参加するとともに、当該訓練結果を生かし「宮城県緊急消防援助隊受援

| 第2章 災害予防対策 | |
|---|----|
| 津波対策編 | 備考 |
| 計画」の実効性の確保に努める。 | |
| 第5 非常時連絡体制の確保 1 非常時連絡手段の確保 町は、災害発生直後から、災害時応援協定の締結機関とは、確実に連絡がとれるよう、非常時の通信手段を確保するよう努める。 2 通信不通時の連絡ルールの策定 町は、通信不通時の連絡方法(担当者が集合する場所など)についても、事前にルールを決めておくなど、連絡体制の確保に努める。 | |
| 第6 資機材及び施設等の相互利用 1 相互応援体制の強化 町は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調 達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に 努める。 | |
| 第7 救援活動拠点の確保 町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。 | |
| 第8 関係団体との連携強化 町は、他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との 間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を 実施するなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効 果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。 また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・ 輸送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業 者のノウハウや能力等の活用を図る。 | |
| | |
| | |
| | |
| | |

| 津波対策編 | 備考 |
|-------|----|
| | |

第18節 医療救護体制の整備

| 主な実施担当 | 健康推進課 |
|---------|--|
| 防災関係機関等 | 亘理地区消防本部、仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)、日本赤十字社宮城県支部、みやぎ心のケアセンター、医療関係機関 |

第1 目 的

大規模地震災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の被災、 ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

このため、町は、県や医療関係機関と緊密な連携を図りながら、町民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

第2 災害時医療体制の整備

1 救護班

災害時には、救護班を編成し、救護所を設置して応急医療を行う。そのため、日頃から亘理郡医師会及び町内の医療機関と協議し、医師会との協定に基づき、緊急時の協力体制を確立しておく。また、救護所の設置予定場所は、災害の種類や状況に応じて設定するが、概ね次のとおりとする。

| 救護 | 非 垒 | 予定 | 堪所 |
|-----------|------------|-------|-------|
| 4/X H## / | 71 🛨 | 1. YL | 2m111 |

| 施設名 | 所在地 | 収容能力 | 施設状況 |
|-----------------|---------------|-------|---------|
| 亘理町保健福 祉センター | 亘理町字悠里 1 | 建設予定 | |
| 亘理小学校 | 亘理町字下小路 22-2 | 1,900 | 保健室ベット2 |
| 逢隈小学校 | 逢隈田沢字鈴木掘 93-1 | 1,700 | 〃 ベット3 |
| 吉田小学校 | 吉田字宮前 63 | 700 | 〃 ベット2 |

災害の種類や状況により、指定避難場所とあわせて指定するものとする。 緊急時の連絡体制を確保するため、医療に必要な燃料や水の確保について、町と、 互理郡医師会及び町内の医療機関との連絡を密にしておく。

2 県との連携

重篤患者等、町救護班及び町内の医療機関で対応できない場合に備え、県により指定されている次の災害拠点病院との連携体制を整える。

[災害拠点病院]

- (1) 地域災害拠点病院:仙台赤十字病院
- ・被災地から、重症傷病者の受入れ・傷病者の広域搬送
- ・自己完結型の医療救護チームの派遣
- ・地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能
- (2) 基幹災害拠点病院:国立病院機構仙台医療センター
- ・地域災害拠点病院をさらに強化した機能
- ・要員の訓練、研修機能

第3 医療機関の状況

各医療機関においては、災害時の大量の患者に対応できるよう、医師等の参集方法、治療、入院患者の避難、施設の応急対策等の体制づくりに努める。

また、災害時のトリアージ(傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送をおこなうために傷病者の治療優先順位を決定すること)を行うことができる医師、歯科医師、看護師(これらの、トリアージを担当する人を、トリアージオフィサーと言う。)の養成に努める。

なお、災害時にはこれらの病院も被災することを想定し、これらと合わせ、町外の近隣 の病院についても災害時の協力を要請できるようにするとともに、住民に周知する。

| 第2章 災害予防対策 津波対策編 | |
|--|-------|
| 町内の医療機関については、資料編(44~46 頁、「町内の医療機関」)を参照 | E HIV |
| 第4 心のケアへの対応 災害により心理的外傷を受けた人に対し、適切なケアができるよう、塩釜保健所等と連携し、必要なスタッフの派遣について協力を依頼する。 | |
| 第5 医薬品、医療用資機材の整備 災害時の緊急医療に備え、保健福祉センター・医療機関及び救護所設置予定場所に医薬 品、医療用資機材を整備し、日頃から定期的に点検し、更新が必要なものは適宜交換する。 医薬品等が不足する場合に備えて、亘理郡医師会、岩沼薬剤師会や製薬メーカーと協議 のうえ、調達できる体制を整える。 | |
| 第6 住民等による救護体制 町及び消防本部は、行政区、自主防災組織、住民等に対し、近隣者の救護や医療機関への搬送等における自主的活動の必要性を広報、研修等により周知徹底するとともに、救命 講習の実施により住民への応急手当等知識の普及を推進する。 | |
| 第7 災害時の搬送体制の整備 町及び消防本部は、災害時の傷病者の搬送を迅速に行うため、関係医療機関、民間搬送 事業者等と連携し、「災害現場から医療機関までの搬送」「医療機関から後方医療機関への 搬送」等について、搬送体制を整備する。 また、搬送体制の充実を図るため救急救命士及び救急隊員の育成を推進するとともに、 救急用資機材の整備に努める。 さらに、ヘリコプター搬送を効率的に実施するため、ヘリコプター離着陸場の確保、ヘ リコプターの誘導、離着陸場までの搬送体制等を整備する。 | |
| 第8 情報連絡体制の整備 町は、県と連携し、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、 MCA無線等の複数の通信手段の整備・維持管理に努める。 ※MCA 方式とは、Multi Channel Access System の略 複数の周波数を多数の利用者が効率よく | |

※MCA 方式とは、Multi Channel Access System の略 複数の周波数を多数の利用者が効率よく使える業務用無線通信方式の一つ。混信に強く、無線従事者の資格が必要ないなどの特徴がある。地方公共団体での導入事例がある。

| 津波対策編 | 備考 |
|-------|----|
| | |

第 19 節 火災予防対策

| 主な実施担当 | 総務課、都市建設課、教育委員会 |
|---------|-----------------|
| 防災関係機関等 | 亘理地区消防本部 |

第1 目 的

火災を予防し、住民の生命、財産を火災から守るための対策である。特に、大規模な地 震・津波が発生した時には、同時多発の火災が懸念されるため、初期消火及び火災の延焼 防止の徹底を図る。

第2 地震による出火防止、火災予防の徹底

1 火気使用設備・器具の安全化

過去の地震の被害状況から見て、地震時に火気使用設備・器具等から出火する危険 性は極めて高いと考えられる。

消防機関は、耐震安全装置付き石油燃焼器具の普及徹底、火気使用設備の固定等各種 の安全対策を推進するとともに、住宅用防災機器の普及、火気使用設備・器具の点検、 整備についての指導を行う。

2 出火防止のための査察指導

消防機関は、大地震による火災が発生した場合、人命への影響が極めて高い飲食店、 病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立ち入り検 **査を実施し、火気使用設備・器具等への可燃物の転倒・落下防止装置、震災時におけ** る従業員の対応等について指導する。

3 初期消火体制の強化

地震発生時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対 策が重要である。

このため、家庭、事業所及び地域等にあっては自主防災体制を充実強化し、防災教 育、防災訓練により町民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

4 住民に対する指導強化

(1) 一般家庭

- 一般家庭に対し、出火危険箇所の発見と火気設備器具の正しい取り扱いについて指 導するとともに、初期消火の徹底を図るため、消火器具の設置、取り扱いについて 指導する。
- ・火災による延焼拡大の阻止及び早期発見・消火のため、建築物への不燃材料使用、 防災品の使用及び住宅用火災警報器の設置等について啓蒙普及を推進する。
- ・地震による火災発生防止として、耐震自動消火装置付石油ストーブの使用の促進や 液化石油ガスボンベの転倒防止などを強力に指導するとともに、パンフレット、刊 行物等により火災予防、特に同時多発火災を防ぐためにも、初期消火の重要性を認 識させ、防火思想の普及徹底を図る。
- ・地震が発生したとき、停電復旧後の電気器具からの火災を防ぐため、地震が起きた ら、コンセントを抜くなど、災害発生時の行動を住民に周知する。

(2) 特殊建築物

大規模小売店や学校等特殊建築物への立入り検査の実施や火気設備器具や消火器 具の取り扱いの指導、火災予防及び火災発生時の対応の指導を行う。

(3) 学校などの実験室、薬局、工場等

学校などの実験室、薬局、工場等における薬品類は、地震動による落下などにより 発火、爆発の危険が考えられるので、当該機関、施設における危険物容器の転落防止 と管理について指導する。

第3 津波による出火防止、火災予防の徹底

1 津波による火災予防対策の指導

津波発生時の火災は、津波により建築物や自動車、船舶などが押し流され、大量の 漂流物が発生し、石油貯蔵タンクからの漏洩油や高圧ガス設備の爆発等から、それら 計画の反映 の漂流物に引火し、延焼することが、主な要因と考えられる。

· 宮城県地域防災

津波対策編

備考

町は、石油貯蔵施設や高圧ガス施設の耐浪化や、津波災害時の石油、ガス等の漏洩 防止を図るため、関連施設において、津波被災時における浸水対策、津波到達前の緊 急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置、容器やローリーの事業所外への流出 防止策等について検討するよう、県が行う指導に協力する。

2 津波による被害発生時への備え

高圧ガス施設管理者は、事業所内の高圧ガス設備等が津波により破損、流出し、ガスが漏洩した場合等の被害を想定し、周辺自治体等に情報を提供するよう努める。 また、機器等が正常に作動しなくなった場合でも高圧ガス設備を安全な状態にすること、配管が損傷してもガスの大量漏洩を防止することに配慮し、そのための設備的な対応、判断基準の設定、操作手順等の整備、日常の訓練等に努める。

第4 消防力の強化

1 消防資機材、水利等の整備

消防力及び消防水利の基準に基づき、消防施設整備 5 カ年計画により、消防活動に必要な車両、資機材及び消防水利を整備する。

消火栓、貯水槽の設置に際しては耐震性を十分に考慮するが、特に震災時に消火栓が機能しなくなった場合等を想定し、河川の自然水やプール、溜池、用排水路等、多様な消防水利の確保に努める。また、飲料水と兼用できる耐震性貯水槽の設置を図る。また、消防関係機関は、これらの消防水利が災害時に円滑、迅速に使用できるよう常に点検を行う。

消防水利整備計画については資料編(52 頁、「消防水利整備計画」)を参照

- 2 消防団の育成
- (1) 消防団の育成

消防団員の担い手が少なくなり、また町外への通勤により昼間不在の消防団員が増えている中、地域における消防団の重要性の認識を高め、さらに消防団への加入を促すよう、意識啓発に努める。

そのため、事業所の協力を得るとともに、消防団活動への参加についても依頼する。消防団の資質の向上のため、講習会の開催や消火訓練を実施する。

(2) 民間防火組織の育成

火災による被害を最小限にくい止めるためには初期消火が非常に重要になる。

そこで、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制を必要とすることから、自主消防体制 としての学区、行政区等ごとの婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の結成、育成を促 進し、組織単位の訓練を積み重ねるとともに各クラブの連携を図り、防災への実践的 な対応策を体得させ、家庭、職場等で活用できるよう指導する。

婦人防火クラブ、少年消防クラブの現況は資料編(53 頁、「婦人防火クラブの現況、幼少年消防クラブ現況」)参照

第5 防火管理制度の確立

火災予防及び初期消火を徹底するため、防火対象物の防火管理者の資格附与講習会や現任講習会を実施し、その育成と資質の向上を図るとともに、消防用設備等の整備点検、消防計画の作成、教育訓練を実施する。

設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者を置くよう、指導する。又、適宜、選任、 解任届の提出を励行させる。消防計画に定める主な事項は次のとおりである。

- 1 自衛消防組織
- 2 火気取り扱い、取り締まり、点検要領
- 3 消防用設備等の点検・維持管理要領
- 4 通報、消火、避難訓練、消防教育
- 5 火災時の活動、通報、避難誘導の要領

第6 予防査察の実施

消防機関は出火の危険性を把握し、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物貯蔵所等に対し、計画的な予防査察を実施し、防火管理の指導、消防用施設等の改善、勧告を行う。

- 1 对象:一般家庭、医療機関、宿泊施設等
- 2 実施回数:第1種査察対象物…定期査察年1回以上なお、特別査察に

| 第 2 章 災害予防対策 津波対策編 | 備者 |
|---|----------|
| 第2種査察対象物…定期査察2年に1回以上 ついては、各種とも 第3種査察対象物…定期査察3年に1回以上 随時行う。 第4種査察対象物…定期査察3年に1回以上 3 査察後の措置:施設の改善命令、措置の指示、その後の再査察 | ET L |
| 第7 火災予防運動の実施 毎年火災が多発する 10 月から3月にわたり、春秋の火災予防運動の期間を通じ火災予 坊のための諸行事を実施し、広く住民に対し火災予防思想の普及啓発に努める。 | |
| 第8 特殊建築物の状況 町内の 1,000m ² 以上の特殊建築物は多くの人が集まるところであり、火災発生の際に は大きな被害が予想されるため、消火、避難設備の整備や不燃材料の使用促進、避難体制 の整備等、防災上の措置が必要である。 特殊建築物の状況については資料編(54~59 頁、「特殊建築物の状況」)を参照 | |
| 第9 文化財の火災予防 住民に対し、広く文化財の防火思想の啓発を図るとともに、特に文化財の所有者及びその周辺居住者に対し、防火に十分注意するよう重点的に指導するものとする。 指定文化財の保護については、亘理町教育委員会において管内指定文化財の総合的な火災予防計画を樹立するとともに、県指定文化財については、教育委員会、亘理地区消防本部合同で、毎年文化財防火デーにあたる1月26日に特別防火査察を実施し、文化財愛護思想と防火意識の高揚に努める。 文化財については、資料編(60頁、「指定文化財一覧」)を参照 | |
| 第 10 建造物等の火災予防 町営住宅等の公共建築物は原則として耐火建築とし、その他についても不燃及び耐火建 築の促進を指導するものとする。 | <u> </u> |
| 第 11 消防協定の締結 町だけでは対応しきれない火災に備え、広域応援を要請するため、以下の協定を締結している。 | |

詳細は「第2編第2章第17節 相互応援体制の整備」に記載している。

・相互応援協定(消防組織法第 21 条の規定に基づく消防一般)山元町、岩沼市、亘理町・福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定(災害対策基本法第 67 条第 1 項の規定に基づく災害一般)5 広域圏 44 市町村

| 津波対策編 | 備考 |
|-------|----|
|-------|----|

第20節 緊急輸送体制の整備

| 主な実施担当 | 総務課、企画財政課、都市建設課、農林水産課 |
|---------|--|
| 防災関係機関等 | 東北地方整備局、(社)宮城県トラック協会、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、東日本高速道路㈱東北支社、仙台土木事務所、亘理警察署 |

第1 目 的

町は関係機関と連携し、災害発生時のけが人や緊急援助物資等の搬送が円滑に進められるよう、緊急輸送用の道路を確保するとともに、緊急時に使用する交通手段を確保する。

第2 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路の確保

町長は、各道路管理者及び警察等関係機関と協議のうえ、県の「緊急輸送道路ネットワーク計画図」に指定されている道路(国道 6 号)及びそれらと町内の拠点施設(役場庁舎、避難所、消防団詰所、備蓄倉庫、医療機関、警察署、消防署等)を結ぶ道路を緊急輸送道路とし、危険箇所の改善など災害対策を進める。

また、これらの道路が被災し通行できなくなった場合を想定し、高速道路等、代替する道路についても検討する。

道路管理者は、道路モニター制度の確立を図るとともに、自動車の運転者、地域住民に対し、道路施設の被害を発見したとき、直ちに道路管理者に報告するよう、常に啓発に努める。

2 交通管理体制の整備

警察は、緊急通行路を確保するため、あらかじめ交通規制計画、交通管制センターの運用計画を策定するとともに、災害発生時における広域交通管理体制の整備、交通管制施設の安全性確保と復旧体制の確立を図る。

第3 建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備

1 整備の検討

町は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関へリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上(病院、役所、学校等)に、あらかじめ割り振りをした番号や施設名称を塗料で大きく表示するなどの対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

第4 緊急輸送体制

1 緊急通行車両の確認手続き

災害発生時に緊急通行車両として使用する公用車については、緊急時の事務手続き を簡略化するため、企画財政課でとりまとめのうえ、県公安委員会(亘理警察署)に申 請し、事前届出済証の交付を受けておく。

2 緊急輸送に関する協定

町は、緊急輸送に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備するとともに、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給を目指し、必要に応じて(社)宮城県トラック協会や輸送事業者等と協定を締結するなど、連携強化を図る。

第5 緊急時の輸送手段確保

災害発生に備え、緊急用車両の確保は企画財政課が行う。

1 町所有車両の確保

災害時には、町で保有するすべての車両を活用する。

2 町所有以外の輸送力の確保

町所有車両で応急措置の輸送力を確保できないときは、次の機関、業者等とあらか じめ協議のうえ、輸送力の確保に努める。

(1) 自動車の確保

自動車については、次の順位により確保手続きをとる。

| 第2章 災害予防対策 | |
|------------|----|
| 津波対策編 | 備考 |
| | 備考 |
| | |

| 津波対策編 | 備考 |
|-------|----|
| | |

第21節 避難対策

| 主な実施担当 | 総務課、福祉課、都市建設課、商工観光課、教育 委員会 |
|---------|--------------------------------------|
| 防災関係機関等 | 亘理警察署、亘理地区消防本部、仙台河川国道事 務所、仙台土木事務所 |

第1 目 的

大規模地震災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、町は、人命を守ることを最優先に、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、避難場所・避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に円滑に避難できるよう、避難対策を強化する。

第2 徒歩避難の原則の周知

地震発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、地震発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

第3 自動車での避難方策の検討

町内の各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、 避難路の状況等のほか地域の実情を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない 場合において、町は、避難者が自動車で安全に避難できるよう、検討を行う。

検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難訓練等を実施し、自動車避難に 伴う危険性の軽減方策や、避難車両の集中回避などについて各地域で合意形成を図る。

第4 避難場所の確保

- 1 町の対応
- (1) 避難場所の指定及び周知徹底

町は、大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民が一時避難するための場所について体育館、学校、地区交流センター等の公共施設を対象として、管理者の同意を得た上で、必要な数、規模の避難場所をあらかじめ定めておき、避難誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底に努める。

また、万一指定避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な緊急避難場所を目指す必要が生じることについても、周知徹底に努める。

(2) 公共用地等の有効活用

町は、避難場所の確保において、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

(3) 教育施設等を指定する場合の対応

町は、学校等教育施設を避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

(4) 交流拠点の避難場所への活用

町は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを緊急時の避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。

(5) 備蓄倉庫及び通信設備の確保

町は、避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。

(6) 津波避難丘等の整備

町は、避難場所へたどり着けない場合を想定して、津波避難丘等を整備する。 現在指定されている避難場所等は次のとおりであるが、この中で、平屋建て、あるいは低地にある施設については、水害時の避難に十分注意するとともに、各避難所の 災害への適性についてあらかじめ住民へ周知しておくものとする。

- ・防災基本計画の 反映
- ・「津波避難対策検 討ワーキンググル ープ報告(H24 内 閣府中央防災会 議)」の反映

・避難場所へたど り着けない場合を 想定して、津波避 難丘の整備

避難場所等一覧(津波対策)

| | ₩ /M /// | • | | 11 1/2/11/ | | | |
|----------------------|--------------------|----|------------------|------------|---------|--------|---|
| 施 設 名 | 所在地 | 収容 | 収容可能人員:人 収容面積:m2 | | 階 | | |
| (電話番号) | 所 在 地 | 地区 | 土 地 | 建物 | 土地 | 建物 | 数 |
| 逢隈中学校 (34-1557) | 逢隈牛袋字南西河原 2-6 | | 2, 500 | 1, 100 | 12, 518 | 4, 554 | 3 |
| 逢隈小学校 (34-1553) | 逢隈田沢字鈴木堀 93-1 | | 1, 400 | 1,700 | 7, 223 | 7, 161 | 3 |
| 亘理小学校 (34-1311) | 字下小路 22-2 | | 3, 400 | 1, 900 | 17, 074 | 7, 649 | 3 |
| 亘理中学校 (34-1400) | 字沼頭 1 | | 9, 600 | 2, 300 | 48, 100 | 9, 427 | 3 |
| 吉田小学校 (34-1817) | 吉田字宮前 63 | | 1,000 | 700 | 5, 075 | 2, 861 | 3 |
| 中央公民館 (34-3111) | 字旧館 61-22 | | | 400 | 9, 350 | 3, 300 | 3 |
| 亘理高校体育館 (34-1213) | 字館南 56-2 | * | | 300 | | 1, 263 | 1 |
| 佐藤記念体育館 (34-4251) | 字旧館 62-1 | | | 600 | 3, 321 | 1,802 | 1 |
| 武 道 館 (34-4251) | (災害ボランティア センター) | | | 300 | | 646 | 1 |

※亘理高校体育館は、町の施設で収容しきれない場合に使用する。

亘理町中央公民館、佐藤記念体育館、武道館については、物資集積所、ボランティアセンター、 救護所等に利用する。

第5 避難路の確保

町は、避難場所、避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- 1 十分な幅員があること。
- 2 万一に備えた複数路の確保。
- 3 津波、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。
- 4 海岸沿い・河川の河口沿いの道路は極力避けること。
- 5 高台等の避難場所・避難目標地点へ向け、極力直線的であること。
- 6 自動車での避難が想定される場合は、極力歩車分離とし、自動車を路側に置いても 緊急車両が通行可能な幅員であること。
- 7 救出や二次的な避難を考慮し、極力周辺地盤より高い路面高を確保すること。

町は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第6 避難路等の整備

1 避難路・避難階段の整備・改善

町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、また、車で避難せざるを得ない場合など地域の実情に応じ、県道荒浜港今泉線等や、町道荒浜大通線等の避難路、又は避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

2 津波避難の迅速化の考慮

町は、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、 停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地域 の実情に応じて高台方向に向かう車線の拡幅や多車線化など、津波避難の迅速化も念 頭に置いた検討を行う。

3 避難路等の安全性の向上

町は、避難経路に面する<u>建物</u>の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化の対策を実施する。

- 4 避難誘導標識等の設置
- (1) 避難誘導標識等の整備

・宮城県地域防災 計画の反映

・宮城県地域防災 計画の反映

第2章 災害予防対策 津波対策編 備考 町は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、避難場所や避難路・避難階 段の位置などを示したり、避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよ う表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な 避難ができるような取組を行う。 また、整備した標識等の適切な維持管理を行う。 (2) 多言語化の推進 町は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の 併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。 (3) 浸水高表示に関する留意点 • 宮城県地域防災 町は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水 計画の反映 位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海抜なのか、浸水高なのかなどに ついて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。 5 道路の交通容量の確認 東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題 点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、町は、 原則徒歩の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生する恐れがある場合は、交 差点部や踏切など、ボトルネックとなる可能性のある場所において、十分な容量が確 保されているか等の確認を行う。 第7 避難誘導体制の整備 1 行動ルールの策定 町は、消防職団員、消防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導・支援 にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間を踏まえ避難支援者の安全を優先し · 宮城県地域防災 た上での避難誘導・支援や行動の内容と退避の判断基準、津波の危険地域から高台等 計画の反映 の安全な場所へ向かう巡回ルート等、具体的な対応方策についての行動ルールを定 め、住民等に周知する。 2 避難誘導・支援の訓練の実施 町は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、問題点を検証し、行動ルール 等を必要に応じて見直す。 3 災害時要援護者の避難誘導体制の整備 町は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要援護者を適切に避難誘導し、安否確 認について平常時より、情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、避難誘導 体制の整備を図る。 4 情報入手手段・装備の確保 町は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手 • 宮城県地域防災 段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段(移動系無線等)及 計画の反映 び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。 第8 災害時要援護者の支援方策 災害時要援護者の支援方策の検討 町は、災害発生時に災害時要援護者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避 難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分 野が連携した支援方策の検討に努める。 2 災害時要援護者の支援体制の整備 町は、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主 防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボラン ティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、災害時要援護者の了解を得た上で、平 常時より災害時要援護者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、

- 避難訓練の実施を一層図る。 3 社会福祉施設等における対応
- (1) 動員計画及び非常召集体制等の確立 社会福祉施設等の管理者は、災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ 自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

災害時要援護者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、

(2) 緊急時情報伝達手段の確保

津波対策編

備考

町及び社会福祉施設等の管理者は、地震災害の発生に備え、停電や回線のふくそう 等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(3) 非常時持ち出し品の確保対策

社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就 寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の避難場所での備蓄など持ち出し品の確保に 時間を掛けない工夫を普段から行っておくよう努める。

- 4 在宅者対応
- (1) 情報共有及び避難支援計画の策定

町は、あらかじめ自主防災組織や地域の民生委員等と連携し、災害時要援護者の了解を得た上で、災害時要援護者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。

(2) 避難支援に配慮した方策の検討

町は、避難支援計画を検討する中で、災害時要援護者を抱えている家庭において、 避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。

5 外国人等への対応

町は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。

- (1) 地域全体での災害時要援護者の支援体制の整備に努める。
- (2) 避難場所や避難路の標識等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- (3) 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及に努める。

第9 消防機関等の対応

1 地域防災計画における対策の策定

町は、地域防災計画において、消防機関及び消防団が津波からの円滑な避難の確保 等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (4) 救助·救急
- (5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- 2 消防職員の安全確保対策

消防本部は、消防職員の安全及び消防活動の継続を図るとともに、住民の避難誘導を行うため、職員の身に津波による危険が迫れば「消防職員も退避する。」ということを基本とし、このことを事前に住民に周知し、理解を得ておくよう努める。

また、津波の浸水想定区域内の活動については、津波到達時間内での「活動可能時間」を判断し、その時間の中で活動するよう、あらかじめルール化を図る。

3 消防団員の安全確保対策

町は、津波到達予想時間が短い地域における退避優先等の退避ルールの確立及び退避誘導活動等の最適化などの津波災害時の消防団活動の明確化を図るとともに、以下の内容を含む、津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成に努める。

- (1) 退避のルールを確立し、住民への事前説明により理解を得ること
- (2) 指揮者の下、複数人で活動すること
- (3) 津波到達予想時間を基に、出動及び退避に要する時間を踏まえ、活動可能時間を設定すること
- (4) 活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出すこと
- 第10 教育機関における対応
 - 1 児童生徒等の安全対策
 - (1) 引渡しに関するルールの策定

町及び教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の 保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

(2) 安全確保対策の検討

学校長又は施設長(以下「校長等」という。)は、町等が避難の勧告若しくは指示を 行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討

- ・現計画日本海溝 特措法編の反 映
- ・「大規模災害発生 時における消防本 部の効果的な初動 活動のあり方につ いて(H24 総務省 消防庁)」の反映
- ・「東日本大震災を 踏まえた大規模災 害時における消防 団活動のあり方等 に関する検討会報 告書(H24 総務省 消防庁)」の反映

する。 (3) 引渡し対応の検討

学校長等は、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行うとともに、登下校園中に災害が発生した場合の対応についても合わせて検討する。

2 避難環境の整備

町は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、学校の屋上に通じる外階段(避難階段)等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校等の津波対策に努める。

3 連絡・連携体制の構築

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における 幼稚園・保育所・認定こども園等の施設との連絡・連携体制の構築に努める。

第11 津波避難計画の作成

- 1 町の対応
- (1) 津波避難計画の策定及び周知徹底

町は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

住民への周知内容

- イ 避難対象地域
- ロ 避難の勧告又は指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法
- ハ 津波情報の収集・伝達の方法
- ニ 避難路及び避難経路、誘導方法
- ホ 避難所の名称、所在地、収容人員
- へ 避難場所の名称、所在地、収容人員 など
- (2) 地域ごとの避難計画策定支援

町は、津波避難計画の策定に当たり、町内会・自治会・自主防災組織等、沿岸地域 住民がワークショップなどを開催するなど、住民、自主防災組織、消防機関、警察、 学校等の多様な主体の参画により、津波避難マップなどのよりきめの細かい地域ごと の避難計画を策定するための支援を行う。

(3) 地域防災力の向上

町は、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難丘 等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上 に努める。

(4) 災害時要援護者への配慮

町は、避難計画の作成に当たり、総務課と福祉課との連携の下、消防団、自主防災 組織等の防災関係機関及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、災害時要援護者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、 避難支援の体制構築に配慮する。

2 公的施設等の管理者

学校等、病院、公民館、駅、その他不特定多数の人が利用する施設の管理者は、大 規模津波災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹 底を図るとともに、訓練の実施に努める。

第12 避難に関する広報

指定した避難場所、避難所については、表示板を設置するとともに、それらを含め、住 民向けの防災マップ等を作成し、住民に配布する。

・宮城県地域防災 計画の反映

- ・「津波避難のため の施設整備指針 (H23 宮城県)」の 反映
- ・防災基本計画の 反映
- ・現計画第5章津 波対策編の反 映

| 津波対策編 | 備考 |
|-------|----|
| | |

第22節 避難収容対策

| 主な実施担当 | 総務課、福祉課、健康推進課、商工観光課、教育 委員会 |
|---------|-------------------------------|
| 防災関係機関等 | 亘理警察署、亘理地区消防本部 |

第1 目 的

大規模地震災害時には、避難が長期化するおそれがある。

このため、町が指定する避難所については、速やかに開設、運営ができるよう体制を構築する。

第2 避難所の確保

1 避難所の選定と周知

町は、県と連携し、津波による家屋の流失、焼失等により住居を喪失した住民等を 収容するための避難所として、避難収容施設をあらかじめ選定、確保し、整備を図る とともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。

この場合、避難所は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。

2 避難場所と避難所の違いの周知徹底

町は、避難所の整備に当たり、<u>これらを津波から緊急に避難する避難場所としても</u>使用できるよう、できるだけ<u>浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、</u>津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める一方で、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を緊急に避難する避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

3 避難所の代替施設の指定

町は、避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他町施設との連携も 含め、あらかじめ指定する。

- 4 避難所の選定要件
 - (1) 救援、救護活動を実施することが可能であること。
 - (2) 給水、給食等の救助活動が可能であること。
 - (3) その他被災者が生活する上で当該町が適当と認める場所であること。 現在指定されている避難所は次のとおりである。

避 難 所 一 覧(津波対策)

| 施 設 名 (電話番号) | 所 在 地 | 収容地区 | 収容可能 人員:人 | 収容面 積:m2 | 階数 |
|----------------------|--------------------|------|--------------|-------------|----|
| 逢隈中学校 (34-1557) | 逢隈牛袋字南西河原 2-6 | 逢 隈 | 1, 100 | 4, 554 | 3 |
| 亘理小学校 (34-1311) | 字下小路 22-2 | 荒 浜 | 1, 900 | 7, 649 | 3 |
| 亘理中学校 (34-1400) | 字沼頭 1 | 荒 浜 | 2, 300 | 9, 427 | 3 |
| 吉田小学校 (34-1817) | 吉田字宮前 63 | 吉田東部 | 700 | 2, 861 | 3 |
| 中央公民館 (34-3111) | 字旧館 61-22 | 逢 隈 | 400 | 3, 300 | 3 |
| 亘理高校体育館 (34-1213) | 字館南 56-2 | * | 300 | 1, 263 | 1 |
| 佐藤記念体育館 (34-4251) | 字旧館 62-1 | 逢 隈 | 600 | 1,802 | 1 |
| 武 道 館 (34-4251) | (災害ボランティアセン ター) | 逢 隈 | 300 | 646 | 1 |

※亘理高校体育館は、町の施設で収容しきれない場合に使用する。

- 5 避難所の施設・設備の整備
- (1) 避難所の施設の整備

町は、避難所において、貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、

・宮城県地域防災 計画の反映

公衆電話の電話回線等のほか、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の 災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ災 害情報の入手に資する機器の整備に努める。

(2) 物資等の備蓄

町は、指定された避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、常備薬、炊きだ し用具、毛布のほか、災害時要援護者に対応した物資の備蓄に努める。

- 6 避難所の運営・管理
 - (1) 町は、住民等に対し、住民参加による避難所開設訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めること。
 - (2) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくこと。
 - (3) 避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討しておくこと。
 - (4) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。
 - (5) 運営に必要な事項(避難所の夜間の鍵の管理体制として、避難所周辺の自主防災会長(行政区長)との連携を図る等)についてあらかじめマニュアル等を作成し配置しておくこと。
 - (6) ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備しておくこと。
 - (7) 町は、避難者情報の収集に際し、個人情報を保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で実施ルールを定めるよう努める。
 - (8) より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策の実施時期と実施体制を事前に検討しておく。
 - (9) 指定した避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努めること。
- 7 県有施設を避難所とする場合の対応

町は、県立亘理高校などの県有施設を避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分(施設ごとの個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努める。

- 8 学校等教育施設を避難所とする場合の対応
- (1) 運営体制等についての協議

町は、県立亘理高等学校学校等、教育施設(私立学校を含む)を避難所として指定する場合、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努めること。

(2) 運営取組の促進

学校等での避難所運営が円滑に行われるよう、県教育委員会は、学校等と町や地域 との連携体制に係る基本的な考え方や避難所運営との関連における学校防災マニュ アル作成のポイント等を示し、学校等、町、関係機関の取組を促進する。

(3) 防災機能の強化

町は、公立の小中学校学校等施設については、天井材や外装材等の非構造部材も含めた耐震化を推進するとともに、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の応急避難場所として、防災機能の強化に努める。

- 9 福祉避難所の確保
- (1) 福祉避難所の整備及び指定

町は、災害時要援護者が安心して避難生活ができるよう、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

(2) 他市町村での受入れ拠点の要請

町は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の災害時要援護者や被災した施設の利用者等を、他市町村に受入れ要請するなど、受入れ拠点の整備に努める。

10 広域避難の対策

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県や他町との広域 一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含め た手順等を定めるよう努める。

なお、避難所は22節避難対策、第4避難場所の確保の項の避難場所等一覧に示す。

第3 避難の長期化対策

1 栄養状況調査の実施

町は、避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要であることから、調査の実施方法・体制。

2 生活環境の確保

町は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、 災害時要援護者への配慮や避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮 を積極的に行う。

第4 避難所における愛玩動物の対策

町は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所で係留又はケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所マニュアルに記載する。

第5 応急仮設住宅対策

1 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の確保

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、県と連携を図って応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の供給体制の整備に努める。

第6 帰宅困難者対策

1 基本原則の周知

町は、大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体などへの周知を図る。

2 安否確認方法の周知

町は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル「171」等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

3 企業・学校等の取組の促進

町は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。

4 避難対策

(1) 情報伝達体制の整備

町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

(2) 備蓄の確保

町は、帰宅困難者が避難することが想定される庁舎等について、食料・物資・医薬 品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討する。

5 徒歩帰宅者対策

町は、各種事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

6 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

町内で店舗を経営する事業者が加盟する、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会との協定締結を進め、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、町や事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報を実施する。

| 第2章 災害予防対策 | |
|---|----|
| 津波対策編 | 備考 |
| 7 訓練の実施 町は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。 8 帰宅支援対策 町は、鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。 また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、災害時要援護者の交通手段の確保にも努める。 | |
| 第7 被災者等への情報伝達体制等の整備 1 情報伝達手段の確保 (1) 多様な伝達手段の確保 町は、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線、コミュニティ FM 等のメディアの活用、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ソーシャルメディア、 衛星携帯電話などのあらゆる媒体の活用による多様な伝達手段の整備に努める。 (2) 多様な主体への情報伝達体制の整備 町は、災害時要援護者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での 避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域 避難者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に 情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

| | 備考 |
|-------------|--------|
| → Fix N 央 補 | 1/1 45 |

第23節 食料、飲料水及び生活物資の確保

| 主な実施担当 | 総務課、上下水道課、農林水産課、商工観光課 |
|---------|---|
| 防災関係機関等 | 東北農政局、仙台地方振興事務所、仙南・仙塩広域水 道企業団、 その他防災関係機関 |

第1 目 的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 このため、発災直後から、時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、町は物資の備蓄及び調達体制を整備する。

第2 住民等の災害への備え

- 1 町民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らで守る」という原則に基づき、 最低3日分の食料及び飲料水を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努め る。
- 2 町民は、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品について も、併せて準備しておくよう努める。
- 3 事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しなが ら、3日分の食料、飲料水の備蓄に努める。
- 4 町は、町民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。

第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定

町は、大規模な地震災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておく。

第4 食料及び生活物資等の備蓄

1 初期の対応に十分な備蓄量の確保

町は、備蓄を行うに当たって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を 行い、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施 できないため、十分な量の物資を備蓄する。

- 2 公共用地、国有財産の有効活用
 - 町は、備蓄にあたり、国と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。
- 3 備蓄拠点の整備

町は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

4 備蓄物資の選定時の配慮

町は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

第5 食料及び生活物資等の調達体制

町は、応急生活物資を供給するため、みやぎ生活協同組合等と協議し、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」を締結するなど物資調達のための体制を整備している。

また、災害救助法が適用される大規模な災害が発生した場合を想定し、必要とされる生活必需品についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、供給計画をその都度立てるものとする。

第6 飲料水の確保

第2章 災害予防対策 津波対策編 備考 1 備蓄 備蓄については、第4次亘理町総合発展計画に基づき行うものとする。 備蓄場所は、町役場のほか、災害時に迅速な供給ができるよう、また、備蓄場所が 全滅しないよう、避難所等に分散して備蓄する。 2 水源の確保 災害時には、各小中学校の受水槽、町営住宅の受水槽、田沢浄水場及び各配水池な どの既存の施設を水源として確保するほか、学校のプールや打ち込み消火栓を利用し 拠点給水の水源とする。 また、定期的に井戸水の水質検査を実施する。 3 給水資機材 応急給水の際に使用する車載用給水タンク、ろ過器、その他関連する資機材等の整 備を図るほか、非常用飲料水袋を計画的に備蓄し数量の確保に努めるものとする。 その他の給水資機材については、町内の業者とあらかじめ協議し、緊急時の調達を依 頼する。 調達できない場合は、知事又は隣接市町長に斡旋を依頼する。 4 応急工事の依頼先 災害時に給水施設が被災した場合に備えて、町内の業者とあらかじめ協議のうえ、 緊急時の応急工事を依頼する。(災害時における水道施設復旧応援に関する協定: 亘 理町水道工事指定業者連絡協議会) 第7 備蓄品の管理 備蓄してある食料、飲料水、生活物資を日頃から定期的に点検し、更新が必要なものに ついては適宜新たなものに取り替える。 第8 燃料の確保 1 燃料の調達、供給体制の整備 町は、県が行う、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受

入れ態勢等の検討に協力する。

また、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、石油商業 組合岩沼支部等と必要な協定等を締結するなどして、燃料の確保に努める。

2 普及啓発

町は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び 事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害 発生時に備えた燃料管理などの自助努力について普及啓発を行う。

| 油油铁炼厂 | 備考 |
|----------|---------|
| 丰 | 1/18 45 |
| | |

第 24 節 災害時要援護者·外国人対応

| 主な実施担当 | 総務課、福祉課、企画財政課、商工観光課 |
|---------|-------------------------------------|
| 防災関係機関等 | 亘理地区消防本部、亘理警察署、保健福祉事務所、地域 災害拠点病院 |

第1 目的

高齢者や障害者、子供、外国人は、災害に伴う避難誘導時における危険度が高く、また、 避難後の生活においても精神的、肉体的な負担が特に大きくなるものと考えられることか ら、町及び福祉施設の管理者は、それらを軽減できる対策を講じる。

第2 高齢者、障害者等への対応

介護を必要とする高齢者、一人暮らし高齢者、障害者、保護を必要とする児童、妊産婦、 乳幼児、アレルギー症患者など(以下、「要援護者」とする)、それぞれの身体機能等を考 慮して災害時の対策を整える。

- 1 社会福祉施設等の安全確保対策
- (1) 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制に関する具体的計画を作成する。また、町と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、 基本的な防災行動がとれるよう、防災教育や防災訓練を定期的に実施し、施設の構造 や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

(4) 業務継続体制の構築

社会福祉施設等の管理者は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣等により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

- 2 在宅の災害時要援護者の災害予防対策
- (1) 要援護者避難支援プランの策定

町は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成 25 年4月改訂、以下「ガイドライン」という。)等を参考に、要援護者支援に係る全体的な考え方と要援護者一人ひとりに対する個別計画で構成する避難支援プランを作成するよう努める。

なお、要援護者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。

(2) 要援護者の把握

町は、災害による犠牲者となりやすい要援護者の把握に努め、災害発生時に迅速な 対応がとれるよう備える。

なお、町は、ガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

イ 要援護者の所在把握

(イ) 町は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要援護者 をリストアップし、どのような要援護者(電源を必要とする医療機器の使用の有 無を含む。)がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめる。この場合、災

害時には防災関係機関等に開示されることなどについて必要に応じて対応する。

- (ロ) 町は、自主防災組織や、自治会や町内会などの地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による所在把握の取組を推進する。
- ロ所在情報の管理
- (イ) 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。
- (ロ) 災害時における関係機関の役割を踏まえ、要援護者情報の開示時期、開示先の 対象機関、開示範囲を定めておく。
- (ハ) 個人情報保護の観点から、データベース化などを進めるとともに、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備する。

なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報 も保管しておく。

(3) 支援体制の整備

町は、ガイドラインや手引きを参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し地域社会全体で要援護者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、 女性の積極的な参加が得られるよう努める。

(4) 防災設備等の整備

町は、すでに整備済みである独居高齢者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら協力員(ボランティア等)や町等による地域福祉のネットワークづくりを進める。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。

(5) 相互協力体制の整備

町は、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要援護者の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、要援護者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

(6) 情報伝達手段の普及

町は、各種福祉団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、視聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要援護者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

- 3 福祉避難所の確保
- (1) 福祉避難所の整備・指定

町は、津波や土砂災害等の被災リスクに対する、施設の安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、要援護者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

(2) 町の域を超えた要援護者の受入れ体制の構築

町は、県と連携を図りながら、町での受入れが困難な在宅の要援護者を想定し、町の域を越えて受け入れる体制の構築に努める。

(3) 福祉避難所の構造・設備

町、福祉避難所において、要援護者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、 車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳 児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮し た構造・設備の配備に努める。

(4) 支援対策要員の確保

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要援護者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

4 福祉サービスの継続と関係機関の連携 町は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をと

| るとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。 具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援 派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。 5 家族を含めた防災訓練の実施 町は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、要援護者や その家族を含めた防災訓練の実施に努める。 6 要援護者自身の備え 町は、平時に要援護者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以 下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。 (1) 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく (2) 防災用品をそろえる (3) 貴重物品をまとめておく (4) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく (5) 防災訓練に参加する など 第3 外国人への対応 町内に在住している外国人の国籍をもとに、外国語対応の防災マップ、行動マニュアル 等を作成・配布するとともに防災講習会等を実施し、避難場所、避難路等の周知に努める。 避難場所や避難所までの案内板等は、外国語併記の表示に努める。 また、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかけ、民間と連携した防災体制の整備を図る。 日本本社を通して、外国から照会のある在日外国人の安否調査について、関係各機関と り連絡や、ボランティアの協力を得て、所在・安否の確認を行い、調査依頼先に回答でき 3よう体制を整える。 第4 旅行客への対応 町内の宿泊施設、観光施設等とあらかじめ協議のうえ、災害が発生したとき又はその恐 れのある時の利用者の避難誘導方法や連絡方法を確認しておくものとする。 | 津波対策編 | 備考 |
|--|--|----|
| 町は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、要援護者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。 6 要援護者自身の備え町は、平時に要援護者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。 (1) 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく (2) 防災用品をそろえる (3) 貴重物品をまとめておく (4) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく (5) 防災訓練に参加する など 第3 外国人への対応町内に在住している外国人の国籍をもとに、外国語対応の防災マップ、行動マニュアル等を作成・配布するとともに防災講習会等を実施し、避難場所、避難路等の周知に努める。避難場所や避難所までの案内核等は、外国語併記の表示に努める。また、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかけ、民間と連携した防災体制の整備を図る。日赤本社を通して、外国から照会のある在日外国人の安否調査について、関係各機関とり連絡や、ボランティアの協力を得て、所在・安否の確認を行い、調査依頼先に回答できるよう体制を整える。 第4 旅行客への対応町内の宿泊施設、観光施設等とあらかじめ協議のうえ、災害が発生したとき又はその恐 | 具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援 | |
| 町内に在住している外国人の国籍をもとに、外国語対応の防災マップ、行動マニュアル等を作成・配布するとともに防災講習会等を実施し、避難場所、避難路等の周知に努める。避難場所や避難所までの案内板等は、外国語併記の表示に努める。また、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかけ、民間と連携した防災体制の整備を図る。日赤本社を通して、外国から照会のある在日外国人の安否調査について、関係各機関とり連絡や、ボランティアの協力を得て、所在・安否の確認を行い、調査依頼先に回答できるよう体制を整える。 第4 旅行客への対応 町内の宿泊施設、観光施設等とあらかじめ協議のうえ、災害が発生したとき又はその恐 | 町は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、要援護者や その家族を含めた防災訓練の実施に努める。 6 要援護者自身の備え 町は、平時に要援護者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以 下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。 (1) 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく (2) 防災用品をそろえる (3) 貴重物品をまとめておく (4) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく | |
| 町内の宿泊施設、観光施設等とあらかじめ協議のうえ、災害が発生したとき又はその恐 | 町内に在住している外国人の国籍をもとに、外国語対応の防災マップ、行動マニュアルを作成・配布するとともに防災講習会等を実施し、避難場所、避難路等の周知に努める。 避難場所や避難所までの案内板等は、外国語併記の表示に努める。 また、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかけ、民 と連携した防災体制の整備を図る。 日赤本社を通して、外国から照会のある在日外国人の安否調査について、関係各機関と 連絡や、ボランティアの協力を得て、所在・安否の確認を行い、調査依頼先に回答でき | |
| | 叮内の宿泊施設、観光施設等とあらかじめ協議のうえ、災害が発生したとき又はその恐 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| 津波対策編 | 備考 |
|-------|----|
| | |

第 25 節 複合災害対策

| 主な実施担当 | 総務課 |
|---------|-----|
| 防災関係機関等 | |

第1 目 的

大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

第2 複合災害の応急対策への備え

町及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨等の複合災害の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策にあたっては、特に以下の点に留意する。

- 1 活動体制
- (1) 複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務 に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらか じめ対応方法等について検討する。
- (2) 複合災害発生時は、災害の全体像を俯瞰し対応の優先順位をつけるとともに、対策 実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。
- 2 情報の収集・伝達体制の整備
- (1) 複合災害時には、関係町の災害対策本部等から得られる避難場所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、関係機関で共有化が図られるよう情報共有に努める。
- (2) 町及び防災関係機関等複合災害の発生に関係する機関は、国とも連携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。
- (3) 町、県及び防災関係機関等は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。
 - イ 地方公共団体の機関や派遣依頼により救助活動等を実施している者 派遣部隊の指揮系統を通じて、情報を提供する。その際、伝達に要する時間を考 慮するとともに、情報の欠落や誤報等の防止に留意する。
 - ロ ボランティア等の公の指揮系統外で救助活動等に当たっている者 広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、移動系防災無線(車載型、携 帯型)、携帯電話等を活用することに留意する。
- (4) 複合災害時において、町、県、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。
- 3 避難・退避体制の整備
- (1) 複合災害が想定される町は、複合災害時でも適切に避難活動が行えるよう、避難計画において、避難路となる道路の被災や放射性物質の放出までの時間等を考慮した対策をあらかじめ検討する。
- (2) 複合災害時には、避難指示や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。
- (3) 町は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関する ハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の 代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、 平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」

第2章 災害予防対策

| 第2章 災害予防対策 | |
|--|----|
| 津波対策編 | 備考 |
| について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いもの となるよう見直しを図る。 | |
| 第 3 複合災害に関する防災活動 1 訓練の実施 | |
| 町は、様々な複合災害を想定した机上訓練やシミュレーションを行い、結果を踏ま えて災害ごとの対応計画の見直しに努める。 | |
| また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

| 津波対策編 | 備考 |
|-------|----|
|-------|----|

第 26 節 廃棄物対策

| 主な実施担当 | 町民生活課 | |
|---------|-----------|--------------|
| 防災関係機関等 | 宮城県塩釜保険所、 | 亘理名取共立衛生処理組合 |

第1 目 的

災害時には、避難所からのごみやがれき等の大量の廃棄物が発生することが予想される ため、町は緊急時の処理体制を整備する。

また、町及び関係機関は、処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要となる広域処理も含めた災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。

第2 処理体制

1 町の役割

町は、迅速に災害応急対策を推進するため、廃棄物の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、災害時の広域的な相互協力体制を整備する。

2 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において回収し、適正に処理するための体制の整備に努める。

第3 主な措置内容

町は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

- 1 緊急出動体制の整備
 - 一般廃棄物処理施設の補修に必要な資機材の備蓄を行うとともに、町の清掃資機材を整備し、町内の収集業者に緊急時の借り上げを要請できるよう協議しておくものとする。
- 2 応急体制の確保
- (1) 災害のごみ・し尿の処理場は次のとおりとする。

ごみ・し尿の処理場

| 施設名 | 管理者 | 処理能力 | 処理方法 | 備考 |
|--------------|------------------|---------|-----------------------------|-------------------------|
| 亘理 清掃センター | 亘理名取共立 衛生処理組合 | 75t/24H | 可燃物焼却 金属煩プレス ビン・ガラス破砕 | 資源 13t/5H 廃プラ 4.8t/日 |
| 浄化センタ | 亘理名取共立 衛生処理組合 | 113k1/日 | 高負荷脱窒素 処理方式 | |

- (2) 廃棄物 (がれき等) の仮置き場を割山採取場跡地とする。(詳細は「第1編第3章 第19節障害物の除去」に記載している。)
- (3) し尿、生活ごみ及びがれき等の広域的な処理・処分計画を作成する。
- (4) 近隣市町との協力・応援体制を整備する。
- (5) 死亡獣畜の処理は塩釜保健所と協議のうえ処理する。
- 3 避難所の生活環境の確保 避難所等の仮設トイレについて、県及び相互応援先との間に調達の協力体制の確立 を図る。

第4 海に流出した災害廃棄物の処理体制の構築

海岸管理者は、県と連携し、津波により海に流失した災害廃棄物の処理について、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、災害廃棄物の状況把握、地域や海域の実情に応じた措置、種類や性状に応じた適切な処理等、必要な措置を講じることができるよう、あらかじめ関係機関等の連携・協力体制を構築する。

なお、体制の構築に当たっては、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、 PCB (ポリ塩化ビフェニル) が含まれたトランス等の電気機器や農薬等の薬品が入った

・「東日本大震 災により海に流 出した災害廃棄 物の処理指針 (H23 環境省)」

第2章 災害予防対策

| 津波対策編 | 備 | 考 |
|-----------------------------|-----|---|
| もの等の有害な物質等の取扱いについて、十分に考慮する。 | の反映 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |